

神奈川県町村会からの「平成24年度県の施策・  
予算に関する要望」に対する措置状況

平成24年3月  
神 奈 川 県

# 目 次

## I 重点要望

1	防災対策の充実強化	1
2	地方分権の一層の推進	5
3	廃棄物処理対策の推進	8
4	森林等水源環境の保全	10
5	福祉・医療施策の充実	13
6	都市基盤等の整備促進	17
7	防犯対策の強化	21

## II 共通要望

1	町村財政基盤の整備	23
2	地域情報化施策の推進	28
3	自然環境の保全及び農林業振興対策の推進	30
4	福祉施策の充実	35
5	保健医療・衛生対策の充実	41
6	都市基盤整備の推進	46
7	教育振興対策の推進	47

## III その他地域要望

1	三浦半島地域	51
2	湘南地域	51
3	足柄上地域	55
4	足柄下地域	61
5	厚木・愛甲地域	65
6	水源地域	66

# I 重点要望

## 1 防災対策の充実強化

### (要望事項)

このたびの東日本大震災は、未曾有の歴史的災害であるとともに、これに起因する原子力災害が加わった大規模総合災害であります。

これによって、県内全域にわたる社会経済活動に深刻かつ長期的な影響を与えており、地域住民の生活基盤を数多の災害から守るための防災対策は、喫緊、火急の要請であります。

つきましては、県は、次の事項について積極的な支援措置を講ずるよう強く要望します。

#### (1) 原子力災害対策の強化

##### ア 緊急事態の早期収束と情報公開の申し入れ

県は、国に対し、住民の不安払拭のために一刻も早い事態の収束と、一層の情報公開を進めよう申し入れすること。

##### <措置状況> (安全防災局)

福島第一原子力発電所事故の早期収束等については、関東知事会、全国知事会として国に要望しており、具体には、一刻も早く事態の収束を図ることや原子力事故に関する情報について積極的に開示すること、風評被害対策等について申し入れました。

### (要望事項)

##### イ 放射能のモニタリングの強化

県内全域にわたる大気、飲料水、海水、土壤等のきめ細かい放射能測定や監視について、県が広域的に実施すること。

##### <措置状況> (安全防災局、保健福祉局)

県では、大気、水道水、食品を始めとする様々な対象項目の放射能濃度等を測定しており、測定結果については、ホームページ等において情報を集約して一覧で提供しております。

空間放射線量や大気中の降下物、水道水中等の放射能濃度の測定については、平成23年度の国の第2次補正予算において、それらの放射能の測定機器に係る増設経費が計上され、本県に対する増設も決定されたことから、23年度9月補正予算で予算を計上しており、23年度内にこれらの機器の整備を行い、県の監視体制を強化してまいります。

### (要望事項)

##### ウ 学校や保育施設等への測定支援

学校や保育施設等に対するグランドやプール等の測定について、県は小規模自治体に対し、基準値の測定、測定器具の補助等支援の体制を構築すること。

##### <措置状況> (安全防災局、保健福祉局、教育局)

原子力災害対策は国の責任において対応すべきことであり、補助制度についても同様と考えております。このことから、県では、「平成24年度国の施策・制度・予算に関する提案」等において放射線量・放射性物質に対する監視体制の整備・拡充に係る財政措置など、放射能対策に対する安全対策の推進について、国に提案しております。

なお、平成22年度に、消防庁から県内各消防本部に無償貸与された測定器の追加配備が今後予定されており、現在、各消防本部と配備数について調整中と承知しております。

学校への測定支援については、神奈川県内は、放射性物質汚染対処特措法により調査を行うこととなっている汚染状況重点調査地域の指定から外れており、その基準となっている地表50cmから1mで $0.23 \mu\text{Sv/h}$ （毎時0.23マイクロシーベルト）以上の数値は、県及び市町村の測定でも計測されておりません。

また、周辺より放射線量の高い箇所（いわゆる「ホットスポット」）については、「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針（平成23年10月21日内閣府（原

子力被災者生活支援チーム）文部科学省、環境省）」により、地表1mの高さで周辺より1 $\mu$ Sv/h（毎時1マイクロシーベルト）以上の数値で対応することとなっており、県内では現在のところ測定されていません。

以上のことから、児童・生徒も含め県民の健康に影響のあるレベルではないと認識しております。保育所施設における測定等の具体的な放射線対策については、原則として児童福祉法に基づく保育の実施主体である市町村が担うべきところですが、県は技術的助言や情報提供などの面での支援を行っております。

---

**（要望事項）**

**エ 農産物等食品に対するモニタリングの強化**

消費者の不安を払拭するため必要な農産物等食品に対しても測定体制を強化すること。

**＜措置状況＞（環境農政局、保健福祉局）**

食品中の放射性物質の濃度については、県内で生産される農畜水産物を中心に検査を実施しておりますが、農産物については、市町村及び農業協同組合等からの要望を踏まえて、策定した検査計画に基づき、検査を実施しております。

今後も、検査体制の強化を図りながら、継続して検査を実施してまいります。

---

**（要望事項）**

**オ 風評被害への対応**

足柄茶を始めとする県産品や県内観光地の風評被害に対し、適切な対応と防止策を講ずること。

**＜措置状況＞（環境農政局、商工労働局）**

足柄茶については、平成24年度も一番茶から、国に示された「食品中の放射性物質に関する『検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方』」に基づき、出荷停止地域は解除に向けた検査を、その他の地域はモニタリング検査を実施し、その結果を広く公表することで、風評被害防止に努めてまいります。また、新茶の時期から関係者と連携し、継続的にキャンペーンを実施し、足柄茶の販売促進、理解促進を図ってまいります。

県内産農林水産物については、市町村及び農業・漁業協同組合等からの要望を踏まえて、策定した検査計画に基づき検査を実施し、その結果については全てHPで公表するとともに、大型直売センター等での周知や要望のあった小売店や魚市場および鮮魚商組合等への送付を行っており、結果がより多くの消費者の皆様に届くよう努めています。

また、県内観光地の風評被害に対しては、平成23年5月23日に知事名で「かながわ観光元気宣言」を国内外に発信するとともに、オール神奈川による「がんばろう！日本 元気なかながわ再発見キャンペーン」を展開し、県内外での観光キャンペーンを実施し、観光客の誘客に努めました。

---

**（要望事項）**

**カ 原子力災害対策に対する補償への対応**

今回の原発事故に起因するすべての被害に対し、確実で早急な補償が行われるよう、県としてしっかりと申し入れること。

**＜措置状況＞（安全防災局）**

県では、原子力損害の判定等に関する中間指針で示された損害類型（下水道・水道事業）に係わらず、事故由来の放射線対策に支出した費用全額について東京電力㈱に賠償請求を行うこととし、請求に先立ち、県、市長会及び町村会の3者連名で東京電力㈱に要請を行いました。

---

**（要望事項）**

**キ 足柄茶に対する特別な支援**

規制値に対する科学的根拠について、明確に示すとともに、お茶の採取のさまざまな態様や形態に沿った個別の規制値と出荷制限の関係を明示させるよう国に働きかけること。

また、生産農家への支援措置について、県が積極的に行うこと。

## ＜措置状況＞（環境農政局）

現在、食品衛生法による暫定規制値に基づき、一部地域で生産されている茶について出荷制限が指示されておりますが、この暫定規制値については、科学的根拠が示されていないことから、県としては、科学的根拠の設定について、「平成24年度国の施策・制度・予算に関する提案」等において、国に要望しております。

また、生産農家への経済的支援については、県と農協グループの連携により、無利子のつなぎ融資を創設しました。

---

### （要望事項）

#### （2）津波対策の充実強化

東北から北関東までの大規模な想定外の津波について、あらためてこれまでの津波対策の見直しが求められています。

長い海岸線を持つ神奈川県として、海岸沿岸の住民を守るための早急でしっかりした対策を要望します。

##### ア 津波被害想定の見直し

「東日本大震災」のデータを十分検証し、最新の見解による津波被害想定により、津波浸水予測と津波被害想定について見直すこと。

## ＜措置状況＞（安全防災局・県土整備局）

東日本大震災を踏まえ、県では、津波浸水予測図について、学識者、国、県等による「津波浸水想定検討部会」を平成23年5月に新たに設置し、技術的見地から、現在想定している津波の規模、浸水範囲等について再検証を行い、平成23年12月8日には、「慶長型地震」などにより発生する3つの最大クラスの津波についての津波浸水予測図（素案）を公表し、県のホームページに掲載したところです。今後も、沿岸市町と調整を進めながら、平成24年3月を目指し新たな津波浸水予測図を策定してまいります。その後の各市町によるハザードマップの見直しにあたっては、「津波ハザードマップ作成の手引き」を改訂し、神奈川県津波浸水予測図作成連絡会等により技術的な支援をしてまいります。

---

### （要望事項）

#### イ 津波浸水対策への財政支援

津波を直接防護するブロック等の設置や養浜による津波対策、また、津波避難施設の建設等についても、新たに十分な財政支援措置を講ずること。

## ＜措置状況＞（安全防災局・環境農政局）

津波浸水予測について、現在、県では「津波浸水想定検討部会」において、想定される津波の規模、浸水範囲等について再検証を行っているところですが、今後、浸水区域が大幅に拡大した市町にとりましては、避難施設の整備、確保など、避難対策の重要性が増しておりますので、県では、市町が緊急的に対応しなければならない新たな課題について、平成24年度当初予算において、所要の措置を講ずることとしました。

町が管理する漁港区域の海岸において、海岸保全施設の設置について、具体化する際には御相談いただきたいと考えております。

---

### （要望事項）

#### （3）地震防災対策の充実強化

##### ア 直下型地震対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの地震観測網及び地震予知研究体制を強化、充実すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進すること。

このことを早急に国に申し入れること。

## ＜措置状況＞（安全防災局）

「南関東地域の地震観測網及び地震予知研究体制の充実強化」及び「東海地震対策大綱及び首

都直下地震対策大綱に盛られた具体的対策の着実な推進」については、「平成24年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、「防災対策の推進」として位置付け、重点的提案事項として、平成23年8月に国への提案を実施しました。

---

(要望事項)

イ 新たな市町村地震防災整備費補助制度の創設

今回の東日本大震災の教訓により、県でも市町村への地震防災戦略が大きく変化すると考えられ、より大規模で対象も広い市町村地震防災支援制度が必要であり、新たに使い勝手のよい柔軟な「市町村地震防災整備費補助制度」を創設すること。

<措置状況> (安全防災局)

市町村の地震防災対策に対する支援については、市町村地震防災対策緊急支援事業により、平成8年度から15年間で約300億円の支援を行い、市町村の地震防災力の向上に大きな成果を挙げることができたと考えております。

しかし、東日本大震災では、想定を超える地震と津波により大きな被害が発生したことを踏まえ、本県としても、避難対策の強化に緊急的に取り組むこととし、津波等避難対策緊急支援事業を平成23年度6月補正予算に計上し、震災を踏まえ市町村が緊急的に実施する新たな避難対策に広く支援を行ってまいりました。

また、有識者で構成する「地震災害対策検証委員会」や市町村との検討会議等を設置し、県の地震災害対策の検証や検討を行ってまいりましたが、ここでの御意見等を踏まえ、県では、市町村が緊急的に対応しなければならない新たな課題や広域的に対応しなければならない課題について、平成24年度当初予算において、所要の措置を講ずることとしました。

---

(要望事項)

ウ 消防力強化のための補助制度の充実・強化

これからの中子高齢化や建築物の高層化・高速道路の整備等、社会経済構造の変化により災害の大規模化や多様化、複雑化、また、テロ等の対応など消防を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、町村消防の脆弱化が懸念されるところであります。今後消防力の強化充実を図り住民の安全・安心の確保につとめるために、消防車両の更新や消防水利の設置、消防救急無線のデジタル化等に係る財源確保のための補助制度を充実・強化すること。

また、デジタル無線の活動波の整備に際しても、多額の費用負担が見込まれ、共通波とは異なり消防の広域化を実施しない場合には、補助対象から除外されている状況となっている。広域化を前提としない補助も受けられるよう条件を緩和するなど、柔軟な運用に努めること。

<措置状況> (安全防災局)

市町村の地震防災対策に対する支援については、市町村地震防災対策緊急支援事業により、平成8年度から15年間で約300億円の支援を行い、市町村の地震防災力の向上に大きな成果を挙げることができたと考えております。

しかし、東日本大震災では、想定を超える地震や津波により大きな被害が発生したことを踏まえ、本県としても、避難対策の強化に緊急的に取り組むこととし、津波等避難対策緊急支援事業を6月補正予算に計上し、震災を踏まえ市町村が緊急的に実施する新たな避難対策に広く支援を行うこととしました。

また、有識者で構成する地震災害対策検証委員会や市町村との検討会議等を設置し、県の地震災害対策の検証や検討を行ってまいりましたが、ここでの御意見等を踏まえ、緊急的に対応しなければならない新たな課題や広域的に対応しなければならない課題について、平成24年度当初予算で所要の措置を講ずることとしました。

消防救急無線活動波のデジタル化については、消防広域化に伴う整備のほか、消防広域化のステップとしての消防指令業務の共同運用に伴う整備事業であれば、一定の条件の下に支援することとしております。

---

(要望事項)

エ 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の更なる充実と県の上積み助成を要望するとともに、完成時に移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び中日本高速道路株式会社へ働きかけること。

＜措置状況＞（県土整備局）

橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事については、国の交付金制度がありますので、県としましては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけてまいります。なお、県の助成については、厳しい財政状況により現状では困難であります。

また、高速道路株式会社から負担金を徴収する制度の創設については、国及び高速道路株式会社に財政の支援について働きかけてまいります。

---

（要望事項）

オ 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和40年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

＜措置状況＞（県土整備局）

公社の所有する団地の耐震化については、現在、老朽化した団地の集約・再編計画に含めて検討し、可能なところから対応を行っております。

今後も、引き続き検討を行い、「神奈川県耐震改修促進計画」の目標数値である平成27年度までに耐震化率90%達成に向けて、経営状況を勘案しながら順次耐震診断を行い、必要に応じ改修を進めてまいります。

---

## 2 地方分権の一層の推進

---

（要望事項）

「地方ができることは、地方が担い責任を持つ」という大原則を基に、地方分権改革が進められ、国と地方の関係を見直す中で、広域行政を担う県と基礎自治体である市町村が協力・共同して国に対する取組を強化する必要があります。

地方の長年の課題であった「国と地方の協議の場に関する法律」など3法が成立し、眞の地方分権社会に向けてようやく動き出しているところであり、これを実効成らしめるためにも、我々地方も努力し、小規模自治体であっても自立することが強く求められております。

つきましては、県は、町村の実情をよく理解し、地方分権の推進と税財源の充実が一層図られるよう、国に働きかけるとともに、共同して行動することを強く要望します。

（1）地方分権改革の具体化に向けて

「地方ができることは地方が担い、責任を持つ」、「地域のことは地域で考え、地域で決定する」という基本的な考え方を踏まえ、地方分権・地域主権改革をさらに推進すること。

住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲について、一層国に強く要望していくとともに、県からの市町村に対する移譲についても取組を強化すること。

また、事務・権限の移譲に当たっては、小規模自治体に対する財政・人的支援を行うこと。

＜措置状況＞（政策局、総務局）

県では、平成23年7月、「平成24年度国の施策・制度・予算に関する提案」の重点事項の一つに「地方分権改革の着実な推進」を位置付け、地方自治体が住民ニーズに対応した行政サービスを展開できるようにするため、

- ・ 国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方自治体への大幅な事務・権限の移譲を進めること
- ・ 国による義務付け・枠付け、関与について、廃止を基本に更なる見直しを徹底するとともに、

地方自治体の条例制定権を拡大することなどを国へ提案いたしました。

また、地方分権改革の推進について、これまでの取組をさらに進めていく必要があることから、県の地方分権改革を進める上での考え方や方向性を示す新たな指針を策定するとともに、引き続き、県単独はもとより、神奈川県地方分権改革推進会議などを通じて、国に強く働きかけてまいります。

一方、県からの市町村に対する権限移譲については、住民に身近な行政に係る事務権限は、基礎自治体が担うことが適当であることから、国の動向も踏まえながら、さらなる市町村への権限移譲に取り組んでまいります。

なお、移譲に際しては、事務の執行に要する経費を移譲事務交付金として措置するとともに、円滑に事務を執行できるよう配慮してまいります。

---

#### (要望事項)

##### (2) 広域自治体としての県の役割発揮

神奈川県は、政令市・中核市・特例市・一般市及び町と村をすべて持つという全国的にも特異な地域である。

これからの中長期的で膨大な行政需要の増加、また相当な財政出動の必要性が見込まれる中、自治体間の連携、または協力が強く求められてくる。

その際に、市町村業務であっても、広域的な調整を図ることが望まれる場合には、積極的に県の役割として調整力を発揮すること。

##### ＜措置状況＞（総務局）

地域主権型社会の実現に向けて、市町村がこれまで以上に行財政基盤を強化し、多様な住民ニーズに主体的・完結的に取り組んでいくうえで広域連携の手法により対応していくことが有効であることから、県では、市町村の広域連携の取組に対し、重点的に支援することとしております。

---

#### (要望事項)

##### (3) 地方財政力の強化に向けて

地方分権・地域主権改革を確かなものとし、将来にわたって安定的で持続可能な財政構造となるよう、県は、市町村とともに国に要望し、次の取組を強化すること。

###### ア 地方税財源の充実

当面、国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目途に、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう町村の実情を考慮した見直しを行うこと。

また、地方消費税を含む地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源の確保を行うこと。

##### ＜措置状況＞（総務局）

「三位一体の改革」の結果、所得税から住民税への税源移譲が実施されましたが、さらなる地方分権を推進するにあたり、地方消費税を含む地方税への税源移譲によって自主財源を確保することが重要であり、その税源移譲は、町村の実情に応じた適正な配分とすべきものと認識しております。

現在、国からは社会保障・税一体改革として、消費税を国・地方分合させて5%引き上げた場合の配分やその使途について案が示されており、その進展を注視しながら、地方税財源の充実が、その適正な配分を含め早急に実現されるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に要望してまいります。

---

#### (要望事項)

##### イ 地方交付税改革の推進

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引き上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入れの廃止を実施すること。

特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかわらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。

また、減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。

#### ＜措置状況＞（総務局）

地方交付税については、所要額の確保とともに、地方税財源の充実がなされるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に働きかけてまいります。

また、平成18年度の特別交付税算定において、不交付団体に対する特別交付税の重点化措置が講じられましたが、その算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望を取りまとめていく中で、国に伝えてまいります。

さらに、現行の減税補てん債、臨時財政対策債等の償還に係る特別の財源補てん措置については、必ずしも十分な対策となっていないことから、県においても不交付団体を含め、十分な措置となるよう、国へ引き続き働きかけてまいります。

---

#### （要望事項）

##### ウ 地方超過負担の解消

地方が地方の工夫と責任のもと政策を実現できるよう適正な税財源の移譲と国庫補助負担金の市町村超過負担の解消が行われること。

あわせて、廃止された補助金に対する補てんや新たな施策等の財源として行われる「交付税措置」についても、不交付団体にとっては財源を伴わない施策の押しつけであり、地方のやる気をそがないよう適切な施策展開と財政措置を行うこと。

#### ＜措置状況＞（総務局）

国庫補助負担金の地方超過負担は未だに解消されず、国と地方の財政秩序を乱しており、地方財政を圧迫する原因となっていることから、適切な財源措置がなされるよう、国に働きかけてまいります。

また、国庫補助負担金の廃止等にあたっては、その所要額を確実に税源移譲するなど、地方自治体の裁量権の拡大につながる措置がなされるよう、併せて国に働きかけてまいります。

---

#### （要望事項）

##### エ 「一括交付金」の導入

国による補助金のひも付き、箇所付けを廃止して、地方自治体が自由に使える「一括交付金」の導入には、できる限り国の関与をはずし、地方の自立を助ける改革とすること。

また、平成23年度実施された都道府県分についてよく検証し、総額圧縮の効率を優先した考え方を取らず、十分な財源措置とすること。

#### ＜措置状況＞（総務局）

一括交付金制度（地域自主戦略交付金）の導入目的が地方自治体間の財源調整ではなく、地方の裁量権の拡大であることから、制度設計にあたっても、財政力等による調整を行わない制度とするとともに、地方の自主的な取組を阻害するような使途制限を設けないよう、引き続き国に求めてまいります。

また、制度移行に伴う新たな地方負担の増大を招くことのないよう、補助金総額の確保を併せて国に働きかけてまいります。

---

#### （要望事項）

##### オ 市町村振興メニュー事業補助金の充実

平成24年度からの新制度の実施が検討されているが、広域連携のみにこだわらず、平成24年度以降も市町村振興メニュー事業補助金を現行どおり継続し、小規模自治体が地域独自の事業に活用できるように、特例補助率を残すこと。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波対策、保育園等の耐震化工事及び消防力の充実に係る補助金についてもメニューを追加すること。

さらに、生活道路や集会施設といった地域住民に身近な生活関連施設などの個別市町村事業

についても、補助対象として十分な財源を確保すること。

＜措置状況＞（総務局、安全防災局）

現行の市町村振興メニュー事業補助金については、市町村の広域連携への財政的支援の重点化及び地域の実情に応じた補助制度の構築等のため、平成24年度からこれを抜本的に見直し、新たに市町村自治基盤強化総合補助金を創設することとしています。限られた財源の中で、広域連携への財政的支援の重点化等を図るものであることから、特例補助率の継続は困難であります。また、生活道路や集会施設等の施設整備については、広域的な利用が図られる場合を除き、原則として補助対象外となります。

なお、山間半島地域特例事業や市町村提案型事業など、地域の実情に応じた補助制度の運用も図っているところでありますので、そうした制度の活用についても御検討いただければと考えております。

また、東日本大震災では、想定を超える津波により大きな被害が発生したことを踏まえ、本県としても、避難対策の強化に緊急的に取り組むこととし、津波等避難対策緊急支援事業を6月補正予算に計上し、震災を踏まえ市町村が緊急的に実施する新たな避難対策に広く支援を行うこととしました。

さらに、有識者で構成する地震災害対策検証委員会や市町村との検討会議等を設置し、県の地震災害対策の検証や検討を行ってまいりましたが、ここでの御意見等を踏まえ、緊急的に対応しなければならない新たな課題や広域的に対応しなければならない課題について、平成24年度当初予算で所要の措置を講ずることとしました。

### 3 廃棄物処理対策の推進

（要望事項）

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっています。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望します。

（1）循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力な指導を働きかけること。

＜措置状況＞（環境農政局）

県では「平成24年度 国の施策・制度・予算に関する提案」において、循環型社会に向けて、排出者責任、拡大生産者責任の充実を図る方向で廃棄物、リサイクルの法体系の整備を行うよう国に提案しております。

また、不適正処理が行われた場合の排出事業者責任の強化に加えて、発生抑制や再資源化しやすい製品設計や技術開発の関係業界への指導などについて、併せて提案しております。

さらに、国や産業界の出えんからなる産業廃棄物適正処理推進センターによる不法投棄等への原状回復支援事業の拡充等を提案しております。

（要望事項）

（2）リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるよう国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、発生抑制策の実施及び分別収集、選別保管に係る費用負担を事業者の責任として法律に明記するよう国へ働きかけること。

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

「平成24年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、個別リサイクル法について、適正な運用が図られるよう、国民・事業者への普及啓発を充実強化することを国に提案しております。

また、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）については、対象機器の拡大を検討すること、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること及び不法投棄された対象機器の処理費用を事業者の負担とすることを提案しております。

さらに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）については、分別収集等に係る市町村と事業者の役割分担と費用負担について更なる見直しを図ることなどを提案しております。

---

#### （要望事項）

##### （3）廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となる施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずること。

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

「平成24年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、市町村の事業量に応じた予算額を確保するとともに、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備については、すべて交付対象に加えるなど交付対象を拡充すること、解体撤去工事のみを行う場合に対して財政的支援を行うことを提案しております。

---

#### （要望事項）

##### （4）不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を負っているのが現状である。県における補助制度は、平成22年度以降は休止されているが、町村にとっては撤去事業を中止させるわけにはいかない。したがって、休止中の補助金について早急に復活するだけでなく、事業費についても十分な補助額とすること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを強化するとともに、河川や道路の管理者による不法投棄廃棄物の処理や不法投棄防止用のフェンス設置を推進すること。

さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美化意識の醸成に積極的に取り組むこと。

#### ＜措置状況＞（環境農政局、県土整備局、警察本部）

現在の県の財政状況から、当該補助金の再開については厳しいものがありますが、補助メニューとしておりました不法投棄監視パトロールや不法投棄物の撤去事業については、平成24年度も緊急雇用事業等を活用し、市町村の事業費負担軽減に努めてまいります。

また、県警察では、県の担当課と連携し、パトロールによる不法投棄者の発見活動を強化しているほか、不法投棄事犯に対しては、迅速、的確な事件化を図るなど、同事犯の摘発を強化しており、平成23年中においては、194件207人を検挙しております。

今後とも、県の担当課と連携を一層強化し、不法投棄者を発見するためのパトロール活動を強化するとともに、不法投棄事犯に対しては厳しく取締りを行うなど、不法投棄事犯の根絶に努めてまいります。

河川敷へのごみの不法投棄対策については、パトロールの実施や警告看板・柵の設置等による

未然防止対策と、散乱ごみの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めております。

また、ダム放流警報施設を利用した河川美化の呼びかけや夜間監視パトロールにも引き続き取り組んでまいります。

道路においては、日常パトロールを通じて、不法投棄廃棄物の発見に努めるとともに、道路区域内にある場合は処理をしております。また、必要に応じて不法投棄防止のための柵等の設置もあわせて行っております。

さらに、県では、「県のたより」やホームページ、各種イベントで水源環境の保全・再生の取組をお知らせするほか、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」においても、ニュースレターの発行や県民フォーラムの開催など、水源保全への関わりを求める取組を行っており、引き続き周知に努めてまいります。

---

#### (要望事項)

##### (5) 海岸漂着ごみ処分に対する支援

平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が施行されましたが、施行前と変わらず、海岸漂着ゴミの処分費用は、発生した市町の費用負担となっている。

海岸線に漂着するごみの量は莫大であり、河川の上流域から流れてくる流木等が多く、その処理を沿岸市町が負担するのは、不公平である。

国、県において、この処分費用に対する応分の負担制度を確立すること。

#### <措置状況> (環境農政局)

「平成24年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)」に基づく海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備にあたっては、その発生抑制対策や処理について、地域グリーンニューディール基金の継続等により財政措置を行うよう提案しております。

---

## 4 森林等水源環境の保全

#### (要望事項)

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されています。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきましたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られています。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置を強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望します。

##### (1) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ働きかけること。

#### <措置状況> (環境農政局)

平成23年7月に「平成24年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、地球温暖化対策のための税の導入について、国に提案しました。

---

#### (要望事項)

##### (2) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限を市町村に移譲することや解除要件の緩和について、森林法の改正も働きかけること。

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

森林の整備に係る効果的な施策の実施については、全国知事会等の場において国へ要望してまいります。

県内の保安林は、指定の目的が水源かん養保安林など、受益範囲が町村区域を越える広域性を有した保安林が大半を占め、その機能の維持においては、県が行う治山事業の計画的かつ機動的な実施が必須となっております。また、保安林の指定・解除は、町村の境界を越えて影響を及ぼすため、広域的に判断する視点が必要となります。

以上のことから、保安林の指定等の権限を町村へ移譲することは困難であると考えております。

なお、用地選定理由等の解除要件については、公平性の観点から、国が一元的に定めていると考えております。

---

#### （要望事項）

##### （3）水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

作業路の整備については、協力協約締結地の木材搬出、森林整備に伴う資機材の搬出入等に利用される一時的施設として位置付け、簡易な構造により整備を実施しているところであり、作り方も様々なことから、煩雑な設計によらず簡便に積算できるよう全県統一した標準単価により補助を行っております。

作業道の整備については、協力協約締結地の森林整備、木材の搬出をより効率的かつ広範囲に行う上で重要な施設として位置付け、経費については定められた基準の範囲内で実行経費に対する補助が可能となっておりますので、積極的な活用をお願いしたいと考えております。

---

#### （要望事項）

##### （4）自然歩道等の環境整備の促進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているが、幅広い年令層に対応できる安全で快適な自然歩道等について早急な整備を進めること。

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

自然公園歩道や東海自然歩道は、利用者の安全と利便の確保及び自然環境保全の両面から検討し、優先度の高いものから整備を進めております。家族連れに人気が高いなどといった利用形態や現地の状況等を総合的に判断して施設整備内容を決定しており、今後も計画的な管理、整備に努めてまいります。

---

#### （要望事項）

##### （5）森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定し、必要な措置を講ずるよう国に求めるとともに、県として努力すること。

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

県では、「神奈川県林業・木材産業構造改革プログラム」に県産木材利用の目標を設定し取り組んできましたが、平成23年度末でプログラムの期間が終了となります。

このため、今後、関係機関等と調整を図ったうえで、県産木材の利用を促進するための新たなプログラムを策定していくこととしております。

また、県では「公共建築物木材利用促進法」に基づき、平成23年12月に木材利用に関する県の指針を改正し、県内の公共建築物への木造化・木質化を促進し、県産木材の有効活用に努めていくこととしております。

今後は、市町村においても公共施設の木造・木質化を促進するための方針等を策定していただくとともに、県産木材の利用を一層促進させるため、国に対して必要な支援を講ずるよう働きか

けてまいります。

---

(要望事項)

(6) 水源環境負担軽減の取組の強化

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画では、水源環境負担軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進が事業化されており、水源環境の負担軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講ずることにより、その効果を一層発揮するものである。

については、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域がダム集水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、水源林地域への対象の拡大を検討すること。

<措置状況> (環境農政局)

「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の生活排水対策については、ダム集水域が、他の地域に比べて対策が遅れており、また、水がめであるダム湖への生活排水の流入を抑制し、富栄養化状態の改善を図ることが、喫緊の課題であることから、対象地域をダム集水域に限定しております。

生活排水対策については、ダム集水域、下流地域ともに大変重要ですが、第2期5か年計画においてもダム集水域の整備に引き続き集中的に取り組む必要があることから、対象地域を限定いたしました。

ダムの下流地域における生活排水対策については、従来どおり当該計画とは別に、下水道整備事業や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換事業により、順次対応してまいります。

なお、河川・水路における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）において、第1期5か年計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽への転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたしました。

---

(要望事項)

(7) 森林の保全

林業の低迷、林業就業者の減少や高齢化のために、森林を守り、育てるといった管理が必ずしも十分とは言えず、森林の荒廃や水資源の確保が懸念されている。

そこで、荒廃が進んでいる私有林については財政的、技術的支援をさらに推進すること。

また、一部の山林では外国資本による買収が行われており、国も調査を実施したところであるが、山林の売買は事実関係の把握が困難であることから、一定規模を超える山林については、事前の届け出により、取得の目的、利用方法等について、県及び市町村が把握できるようにするとともに、森林の公益的機能を大きく低下させる恐れがある場合には、県が指導・監督されること。

<措置状況> (環境農政局)

水源環境保全・再生を図るために、長期の継続的な取組が必要であることから、20年間の総合的な取組の基本方針を定めた「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に沿って、平成24年度から5年間に取り組む対策を明らかにした「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」においても、地域水源林整備事業や水源の森林づくり事業など森林の保全・再生に係る特別な対策を継続してまいります。

また、市町村が実施する地域水源林整備事業においては、市町村担当者への森林施業等に関する研修会の情報提供や実施、地域県政総合センター森林担当部局における助言など、技術的支援を推進してまいります。

山林の売買については、平成23年4月22日に森林法が改正され、地域森林計画対象民有林について、平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった者は、市町村にその旨を届け出なければならないこととなりました。事前の届出制度ではありませんが、まずは本制度の確実な実施に向け、町民への周知を始め、適正かつ円滑な事務の執行に御配慮ください。

また、同法においては、従来から市町村森林整備計画に即した森林整備等の指導・監督は市町

村の役割となっており、今回の法改正では、無届伐採が行われた際に市町村長が伐採の中止や伐採後の造林を命ずることができるようになるなど、市町村により一層の権限が付与されました。県としても市町村と連携して県内の森林の適正な整備保全を図ってまいります。

## 5 福祉・医療施策の充実

### (要望事項)

少子高齢社会の進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化しています。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望します。

#### (1) 「子ども手当」制度の安定的運用

本年10月以降の「子ども手当」制度は、支給事務を担う市町村に大変困難と混乱を生じているので、早急に安定した継続的な制度とすること。

また、これに係る経費については、事務費も含め全額国庫負担とすること。

#### <措置状況> (政策局、保健福祉局)

平成24年度以降の子どもに対する手当については、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」において、地方と十分に協議を行い、理解を得るよう努めるとされ、本県としても、国と地方の役割分担等のあり方について、「国と地方の協議の場」において十分な協議を行うよう、全国知事会等を通じて国へ働きかけてまいりました。

平成23年12月20日開催の「国と地方の協議の場」で協議が行われ、年少扶養控除の廃止等による増収分について、国と地方の費用負担割合を2対1とすることや、子どものための手当の支給に伴う事務費に充当すること等の政府案が了承されたところです。

政府は、平成24年1月27日に閣議決定し、児童手当法の一部改正法案を国会に提出しており、県としましては、法案の審議状況について注視してまいります。

### (要望事項)

#### (2) 小児医療費助成制度の創設

現在、自治体によって補助対象年齢等の違いがあり、自治体間格差が生じているので、国の制度を創設すること。

#### <措置状況> (保健福祉局)

小児医療費助成制度については、次世代育成支援対策の観点から、国において統一的な公費負担制度を創設すべきものと考えており、県においても、「平成24年度 国の施策・制度・予算に関する提案」において、既に要望したところあります。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

### (要望事項)

#### (3) 安心して出産・子育てができる環境の整備

待機児童解消のための保育所の新設や運営費に対する補助について、地方交付税による一般財源化でなく、少子化のための具体的な補助金として整備すること。

また、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産・子育てができる環境を備すこと。

#### <措置状況> (保健福祉局・商工労働局)

公立保育所の整備・運営費については、国・県・市町村の役割分担が国レベルで整理された結果、一般財源化されたものであり、御要望には添いかねますが、県としましては、安心こども基金による保育所整備の対象を、公立保育所まで拡大するよう国に提案・要望しております。

民間保育所の整備に対しては、安心こども基金により、運営費は民間保育所運営費負担金等に

より引き続き助成を行っております。

なお、保育環境の充実については、市町村と連携し、安心こども基金を活用した保育所整備を進めてまいります。

また、出産後の雇用の確保については、育児・介護休業法で事業主に対し、育児休業などの申し出や取得を理由とした解雇などの不利益な取扱いを禁止しております。

県では、育児・介護休業法の概要が記載されたリーフレットなどを県内中小企業等に配布しているほか、労働センターの職員が県内の中小企業を訪問して労働関係の各種法令や制度について助言指導する中においても、育児・介護休業法の周知に努めております。

---

#### (要望事項)

##### (4) 介護保険制度の充実

介護保険料については、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

##### <措置状況> (保健福祉局)

介護保険料について、低所得者の生活の実情を踏まえた負担軽減を図り、必要な財源措置を講じるよう国に要望しております。

介護予防支援業務については、その報酬額を業務に見合った額とすることや、居宅介護支援事業所の規模や能力に応じて地域包括支援センターから受託できる件数を弾力化するなど、業務の実態を考慮した制度とするよう国に要望しております。

---

#### (要望事項)

##### (5) 障害者福祉施策の充実

重度障害児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、事業拡大に伴う負担増など町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。

さらに、「障害者福祉的就労協力事業所奨励事業」について、県では、国が実施している特定求職者雇用開発助成金の増額等を理由として、平成24年度以降の廃止を予定しているが、特定求職者雇用開発助成金については助成期間が限られている（最長2年間）ことから、障害者の安定した雇用を永続的に確保するため、本奨励事業を継続して実施すること。

##### <措置状況> (保健福祉局)

県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

自立支援給付に係る費用負担について、県としましては、今後のニーズの伸び等に対応した十分な予算措置を講じるよう、国に要望してまいります。

また、障害者自立支援法に基づき各自治体が策定する「障害福祉計画」に基づく地域生活支援事業が、確実に実施できる財源が確保されるよう、地域生活支援事業に係る十分な予算措置について、国に要望してまいります。

障害者福祉的就労協力事業所奨励事業については、事業開始時と比べて障害者雇用に関する制度が整ってきた中では、むしろ最低賃金以上の雇用を阻害する可能性があることを危惧して見直しを進めているものであり、県としては企業の自発的かつ積極的な障害者雇用を促進する観点から、平成23年度限りで廃止いたします。

---

#### (要望事項)

##### (6) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

医師の需給を所管する国の責任において、特定の診療科等に必要な医師を配置できる仕組みの構築など抜本的な対策を講じることや臨床研修病院の指定基準、都道府県の募集定員の上限設定について再検討を行うよう国に対して要望しており、平成23年12月20日には文部科学大臣に対して、医師養成に関する規制緩和及び医師の地域偏在の解消について、要望を行ったところです。

また、県では平成22年2月に策定した神奈川県地域医療再生計画で、医師のライフステージに応じた支援を行うこととしており、医学生への修学資金の貸付、勤務環境の改善への支援のほか、医科大学への寄附講座の設置など医師確保対策に取り組んでおります。

---

（要望事項）

（7）医療保険制度の一本化

給付の平等と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者として、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を早期に実現すること。

特に、市町村単位で運営している国民健康保険については、都道府県単位を軸とした再編、統合の早期実現を図ること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

国民健康保険を含む医療保険制度の再構築における国の責任の明確化について、県では、これまでの全国知事会を通じた提案に加え、平成23年度は、県単独で国に提案を行いました。

その提案の内容としては、「医療保険制度の再構築に向けて、ナショナルミニマムの視点に立って、国が全国レベルで医療保険を一元化し、その財政運営の責任を明確化するとともにマネジメントを国自身が確保すること」です。

県としましては、国民健康保険を含む医療保険制度については、国民皆保険制度を維持し、国民の保険料負担及び保険料給付の平準化を実現することが重要と考えておりますので、本来、国が運営主体となる方向で医療保険制度の一元化を推進するよう、引き続き全国知事会等と連携しつつ国に働きかけてまいります。

なお、国においては、新たな医療保険制度については、都道府県単位の財政運営とする方針ですが、現行の市町村国保が担っている重要な役割に鑑み、国民健康保険の広域化は十分慎重に行うべきと考えます。

---

（要望事項）

（8）市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

安心して医療サービスを受けるためには、国民皆保険を安定的に維持していくことが重要であり、そのためには、国がナショナルミニマムの視点に立って、全国レベルで医療保険を一元化し、その財政運営の責任やマネジメントを国自身が果たすことが必要であると認識しており、この点については、これまでの全国知事会を通じた提案に加え、平成23年度は、県単独で国に提案を行いました。今後も、制度の一層の安定化を図るため、全国知事会と連携しつつ国に対して要望してまいります。

---

（要望事項）

（9）市町村国保が行う特定健康診査への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの3分の1に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないよう、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

## ＜措置状況＞（保健福祉局）

特定健康診査に対する法定公費負担の基準額については、検査費用等の診療報酬点数を基本に算定しておりますが、市町村が個々に健診機関と契約を行っているため、実績単価は診療報酬点数を上回り、市町村の財政負担となっていると認識しております。

そこで、県は、市町村が健診機関と締結する契約単価について、診療報酬と同様に全国一律の単価を定めるとともに、国庫負担の割合を保険給付費に対する国庫負担割合の水準まで引き上げるよう国に提案を行いました。今後も、制度の一層の安定化を図るため、機会を捉えて国に対して提案してまいります。

---

## （要望事項）

### （10）重度障害者医療費助成制度の充実

重度障害者医療費助成制度については、身体障害者及び知的障害者は対象としているが、精神障害者を対象外としている。

精神科治療は長期間にわたる場合があり、受診者の医療費負担が大きくなり、治療を中断させてしまう原因ともなりかねないことから、継続して正しい治療が受けられるよう、また、身体・知的・精神の3障害の制度格差を解消するためにも、早期に精神障害者を対象とすること。

## ＜措置状況＞（保健福祉局）

重度障害者医療費助成制度については、平成24年度は精神障害者1級の通院医療にかかる経費を対象とするとともに、今後、事業実施主体である市町村と実務的な課題等について協議を進めてまいります。

---

## （要望事項）

### （11）新しい高齢者医療制度改革について

現行の後期高齢者医療制度の創設の経緯と現状を鑑み、国民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を将来にわたって堅持するための国の責任を明確にすること。

制度運営の主体は、国か都道府県とし、市町村に運営の負担が及ばないような制度設計とし、さらには、新制度への移行に係るシステム改修等を含め、現場での混乱を避けるための十分な時間と財政措置を講ずること。

## ＜措置状況＞（保健福祉局）

安心して医療サービスを受けるためには、国民皆保険を安定的に維持していくことが重要であり、そのためには、国がナショナルミニマムの視点に立って、全国レベルで医療保険を一元化し、その財政運営の責任やマネジメントを国自身が果たすことが必要であると認識しており、この点については、これまでの全国知事会を通じた提案に加え、平成23年度は、県単独で国に提案を行いました。

また、制度運営の主体については、都道府県単位の運営が行われる場合、医療費推計や保険料率決定を行う財政運営責任者と保険料の賦課・徴収を行う収納責任者を分離させることは、保険財政運営の無責任化となる恐れがあることから、保険料賦課・徴収権を持つ市町村の共同体である市町村広域連合に一体化するべきであると認識しております。

さらに、医療保険制度の再構築にあたっては、国と都道府県、市町村との協議の場において、国民健康保険の現状・特殊性や給付負担に係る将来設計を踏まえた議論を行い、地方の意見を反映した上で、国と地方の役割分担や財政的な負担を明確にすること、国に提案を行いました。

今後も、制度の一層の安定化を図るため、全国知事会と連携しつつ国に対して働きかけてまいります。

---

## （要望事項）

### （12）各種予防接種の安定的な財源化

ワクチン予防接種として、ヒブワクチン、子宮頸がん、インフルエンザ感染等、重症感染症や肺炎球菌の感染症など多様なワクチン接種の必要性が課題となっているが、現行の予防接種法では救済されず、各種予防接種のあり方が問われている。

国民に有効な予防接種については、すべて国の責任において、任意接種から定期予防接種化

を図るとともに、安定的な財政支援措置とすること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

県は、平成23年7月に行った「平成24年度 国の施策・制度・予算に関する提案」において、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種化、並びに定期接種化に伴う財源措置については既に定期接種の対象となっているワクチンを含め、抜本的な見直しを行い、国の責任により、必要な財源の確保をするよう要望しております。

国は、平成23年度末としていた市町村の子宮頸がん等ワクチン接種事業の補助のための「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金」について、その終期を平成24年度末まで延長するために必要な予算の計上を盛り込んだ平成23年度第4次補正予算案を、平成24年2月8日に国会で議決しました。

現在、国では、厚生科学審議会感染症分科会の予防接種部会において、予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方や接種費用の負担のあり方について検討を進めているところです。

今後とも、他の都道府県とも連携して、これらワクチンの定期予防接種化及び予防接種事業において市町村の財政負担が軽減されるよう、引き続き国に要望してまいります。

---

（要望事項）

（13）妊婦健康診査及び女性特有のがん検診推進事業への財政支援

県民の誰もが安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるために市町村が実施している妊婦健康診査の公費負担について、全14回分において、交付団体、不交付団体にかかわらず全額国庫負担となるよう支援するとともに、県独自の補助制度を創設し、町村の財政負担軽減を図ること。

また、女性特有のがん検診推進事業についても、将来にわたって安定的な財政支援措置とすること。

＜措置状況＞（保健福祉局）

妊婦健康診査については、母子保健法第13条により市町村事業と義務付けられ、その公費負担に係る費用は、現在、地方交付税並びに妊婦健康診査臨時特例交付金で財政措置されているところです。

国は妊婦健康診査臨時特例交付金について、事業期間を平成24年度まで延長するために必要な予算を計上した、平成23年度第4次補正案を平成24年2月8日に国会で議決しました。

国全体の少子化対策として、妊婦健康診査事業を継続していくことは重要であることから、地方の負担が生じないよう必要な財政措置を行うことについて、引き続き国に対して要望してまいります。

女性特有のがんである子宮頸がんおよび乳がんの検診事業は、平成21年度緊急経済対策により、補助率10分の10の国庫補助事業として開始されましたが、平成22年度予算からは、補助率2分の1とされ、残る地方負担分について地方交付税措置が講じされました。

しかし、本県では6市町村が不交付団体となっていることから、国に対し、市町村の財政負担が生じないよう、要望しているところです。

---

## 6 都市基盤等の整備促進

---

（要望事項）

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めていますが、その実現には大きな困難が伴っており、都市部との格差は拡大しています。

このため、県は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項の実現を国に働きかけるとともに、県においても積極的な措置を講ずるよう要望します。

（1）下水道の整備促進

ア 公共下水道の整備促進を図るために、今後も更なる事業費の投入が必要となっており、財政基盤の弱い町村では、公共下水道の早期整備における財政的支援は、必要不可欠である。

現行の公共下水道事業補助金制度は、補助対象事業費に対し一定の補助率を乗じて補助金額を算出する制度となっているが、普及率の低い町村においては、下水道の早期整備を進めるために補助率の大幅な引上げを図ること。

また、下水道事業に対する社会資本整備総合交付金の配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

#### ＜措置状況＞（県土整備局）

公共下水道事業に対する県費補助制度は、下水道の普及促進を図ることを目的に、昭和62年度に創設されました。

創設当時の県内町村の人口普及率は約12%で、全国の約39%を下回っている状況でしたが、現在では約75%まで普及が図られ、全国の普及率を上回ってきたことや厳しい財政状況を踏まえると、補助率の引き上げは困難であります。

社会資本整備総合交付金については、所要額の確保が図られるよう国に働きかけてまいります。

---

#### （要望事項）

イ 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、管渠整備に係る弾力条項の枠の拡大や処理場の建物、設備機器等の整備に係る耐用年数を縮減し、補助対象事業の拡大を図るなど、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

#### ＜措置状況＞（県土整備局）

御要望の趣旨については、引き続き国に働きかけてまいります。

---

#### （要望事項）

ウ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講ずること。

また、公的資金補償金免除による繰上償還期間（臨時特例措置）の延長と公的資金（旧資金運用部資金）の補償金なしでの繰上償還の対象要件を緩和すること。

#### ＜措置状況＞（総務局）

下水道事業に係る地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案したうえで措置されているものであります、地方交付税の算定方法については、改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えていきたいと考えております。

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から21年度までの時限措置とされていましたが、地方財政法附則第33条の9の規定により22年度から24年度までの3年間、制度が延長されております。

また、平成23年4月1日付け総務副大臣通知により「平成23年度公的資金補償金免除繰上償還実施要綱」が示され、その中で、旧資金運用部資金及び旧簡保資金については、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した財政力指数が1.0未満の団体も対象とされることとなり、これまでの制度に比べ、対象要件が緩和されたところです。

しかしながら、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていないことから、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

---

#### （要望事項）

エ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味した期間に延伸し、また、借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。

また、起債の借換えの基準となっている現行の資本費や使用料単価の緩和及び借換利率の引下げ等、措置内容の拡充について、引き続き国などの関係機関に働きかけること。

## ＜措置状況＞（総務局）

下水道事業は、下水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業と比較しても長期の償還期間が設定されておりますが、下水道施設によっては耐用年数よりも償還期間が短いものも見受けられますので、制度改善が必要なものについては、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

なお、旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債については、平成19年度から公的資金補償金免除線上償還の事業が対象とされております。公的資金補償金免除線上償還については、平成19年度から平成21年度までの時限措置とされていましたが、地方財政法附則第33条の9の規定により平成22年度から平成24年度までの3年間、制度が延長されたところです。

しかしながら、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていないことから、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

---

## （要望事項）

オ 水道・下水道事業における道路掘削許可を受ける際の自費復旧事務費の負担は、事業の財源を国庫補助金及び地方債を主体としている町村にとっては極めて厳しいものとなっているので、免除を含めた見直しを行うこと。

## ＜措置状況＞（県土整備局）

自費復旧事務費は、掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等に要する費用を原因者負担として徴収するものであるため、他の占用物件と同様、これを免除することは困難であります。

---

## （要望事項）

カ 下水汚泥の処理処分について、県内に処分地を確保することが困難な状況にあり、公共下水道事業費補助等のメニューに単独公共下水道事業を行っている自治体の汚泥処理費用に対する項目の追加を行うなど財政支援すること。

また、市町村の単独公共下水道であっても、下水汚泥の処分量が小規模な自治体については、県流域下水道処理場への受け入れを実施するなど、寛容な対処をすること。

## ＜措置状況＞（県土整備局）

公共下水道事業費補助は普及促進を主な目的としており、汚泥処理費用などの維持管理費は対象としておりません。

厳しい財政状況のなか、当該補助のメニューとして汚泥処理費用を追加することは困難であります。

また、下水汚泥を流域下水処理場で受け入れることについては、処理場周辺住民の合意形成や施設計画の変更などの課題があり、現時点での受け入れは困難ですが、具体的な提案がございましたら、必要に応じて「神奈川県下水汚泥処理処分等対策協議会」の中で検討してまいります。

---

## （要望事項）

### （2）生活交通の確保対策の充実

国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和するとともに、乗合バスの需要調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、県においても、「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件緩和や、距離の短い路線も対象にするなど、国とは違う視点に立った財政支援や法定計画策定期における専門分野の人的支援など総合的な支援を行うこと。

## ＜措置状況＞（県土整備局）

国は、地域公共交通の運行や実証調査などに対する支援のため、地域公共交通確保維持改善事業の国庫補助制度を創設し、補助要件の緩和や補助対象の拡大を行いました。県では、今後の制度の活用状況や地域の意向を踏まえ、国に対して一層の支援の充実を要望してまいります。

なお、県は、広域的幹線的なバス路線の維持に関与するものと考えているため、一定の補助要件は継続してまいりますが、バス交通の確保に向けた市町村の取組を支援するため、必要な助言

や様々な情報提供を行ってまいります。

---

#### (要望事項)

##### (3) 海岸の整備促進

ア 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い、大磯港西側から二宮海岸にかけての海岸線の浸食は深刻な状況となっているので、安全対策を含めた抜本的な海岸浸食対策を講ずること。

##### <措置状況> (県土整備局)

県では、西湘海岸（大磯・二宮海岸）の砂浜の回復を図るための保全策を検討するため、国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、平成20年7月12日までに保全対策手法を取りまとめました。

また、施設の構造や規模、配置などの検討に際しては、漁業を含む利用や、環境に配慮して検討しており、施設の詳細を検討するため、国により、平成22年度は大磯海岸で施設の現地試験を行い、平成23年度は二宮海岸で現地調査を行っております。

保全対策の実施については、多大な事業費と高度な技術力を要することから、平成23年度の直轄事業による新規採択を国に要望しておりましたが不採択であったため、地元のお力添えをいただきながら、引き続き要望を行ってまいります。

なお、県では平成23年度から、二宮海岸において交付金を活用した養浜対策に着手してまいります。

---

#### (要望事項)

イ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされ、年々景観や環境保全のための松は減少しつつある。その対策として、松くい虫被害木の伐倒後地権者の協力を得て松くい虫に強い抵抗性松の植樹協力をしているが、町の負担は増大するばかりである。

このことから松くい虫被害に関する補助単価を見直すとともに、補助率を上げること。

あわせて、松の育成に重要である下草（雑木）刈りの実施についても支援すること。

##### <措置状況> (環境農政局)

松くい虫等防除事業については、県は市町村と調整しながら、将来的に保全すべき松林を特定し、薬剤注入による予防対策や松くい虫による被害木を伐倒して除去するなどの駆除対策を重点的かつ集中的に行っているところであります。

現状において、高補助率化への見直しは困難と考えておりますが、平成21年度には伐倒木材の処分先等の調査や伐倒歩掛の検討を行い、事業単価の見直しを行いました。

なお、植樹地の下刈りなど保育の実施については、松くい虫被害対策事業での対応が困難であるため、造林事業等での実施を御検討ください。

---

#### (要望事項)

##### (4) 町村部における県道整備枠の確保

県では、平成19年10月に、平成28年度までを計画期間とし、「道路整備計画」及び「道路維持管理計画」により構成される「かながわのみちづくり計画」を新たに策定している。

しかし、「道路整備計画」に位置付けられている「整備推進箇所」（91箇所）及び「事業化検討箇所」（5箇所）については、そのほとんどが市部に集中していることから、今後、町村部における県道整備の遅れが懸念される。

県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県下全域において均衡ある整備が必要であるとともに、公共交通機関が発達している都市部とは異なり、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあっては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部

を対象とした県道整備枠を設け、取組を推進すること。

＜措置状況＞（県土整備局）

町村部における県道整備については、平成19年10月に策定した「かながわのみちづくり計画」において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位置付けております。

県としては、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しながら、町村部における道路整備についても計画的かつ着実に推進してまいります。

---

（要望事項）

（5）特殊地下壕対策の拡大強化

特殊地下壕は、経年変化によるその危険性が指摘されており、各市町村においてその対策を講ずるにあたり、崩落の危険性の調査から工法選定・対策工事の実施に至るまでには莫大な経費がかかるものと推測される。

戦時中、国土防衛のために築造された地下壕については、国が責任を持ってその対策に積極的に取り組むべきであり、特殊地下壕対策事業について、強力な財政支援措置を講ずること。

＜措置状況＞（県土整備局）

平成23年5月に全国特殊地下壕対策推進協議会を通して、国に対して補助の拡大要望をしております。

なお、市街地における対策工事等については、地域住民の安全性の確保の観点から、「社会資本整備総合交付金制度」の活用も可能と考えられますので、御検討ください。

---

## 7 防犯対策の強化

---

（要望事項）

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化しています。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められています。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるよう働きかけるとともに、県の取組の一層の強化を要望します。

（1）地域住民の安全・安心の確保

住民の安全・安心が図れるよう、地域の暴走車両に対する取り締まりについて、発生時間帯に重点を置いて取り締まるなど、効果のある取り締まりを実施するとともに、暴走族の集団走行やドリフト族等の暴走運転に関する違反行為に対する法律規制等の拡大・強化について国に強く働きかけること。

また、東日本大震災に伴う節電の取組の一環で、県道に設置された道路照明灯の部分的な夜間時消灯を実施しているが、消灯する箇所の選択については、地域住民の安全、安心の十分な確保に配慮いただき、「節電」と「安全確保」を効率よく両立すること。

＜措置状況＞（県土整備局、警察本部）

県警察では、地域住民の安全・安心の確保に向け、地域内でゲリラ的に活動する暴走族や港湾・山岳地区においてドリフト行為等を敢行する暴走族、更には昼夜を問わず爆音走行をする旧車会について、110番通報など、市民の皆様から寄せられる情報や各種警察活動を通じて入手した情報の分析を行い、走行やい集が予想される地域、時間に応じて、交通機動隊、警察署、警察本部が連携した指導、取締りを行っております。

今後も取締りの強化を図るとともに、法規制等の拡大・強化については、取締りに関する問題点や罰則強化の必要性、更には他府県の実態把握など、様々な事項に関し、調査・研究を重ねてまいります。

また、東日本大震災の影響による政府の電力不足に対する方針を受け、県が管理する国道・県

道において交差点や横断歩道など、特に交通安全上必要な箇所を除いて、道路照明灯を消灯し節電を行ってきたところです。

平成23年秋以降における道路照明灯の消灯による節電については、「神奈川県電力・節電対策基本方針」を踏まえ、直線部などの見通しの良い区間等における連続照明について、現場状況や交通状況等を勘案し、交通安全上影響が少ない箇所の照明灯を間引いて消灯するなど、箇所を限定した節電対策を行っており、その他については、再点灯しております。

---

#### (要望事項)

##### (2) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

##### <措置状況> (警察本部)

県警察では、平成24年度の警察官の増員に向けて、国に対して増員要求を行い、17人の増員が認められたところあります。しかしながら、依然として本県の警察官1人あたりの負担人口や犯罪情勢を見れば、現在の警察官をもってしても十分とはいえず、今後も警察官の増員が必要と考えております。

今後の警察官の増員についても、治安情勢の変化等を見ながら的確に対応してまいります。

また、交番の設置については、限られた人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクランプ・アンド・ビルトを原則として、設置要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

今後も、地域の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番の適正配置を検討してまいります。

---

#### (要望事項)

##### (3) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

##### <措置状況> (安全防災局・警察本部)

街頭緊急通報装置の設置については、犯罪の抑止及び犯人検挙の際の有用性が期待されているところですが、国庫補助に対応した自治体の財政負担等も想定されることから、厳しい財政状況の中で、慎重に検討すべき課題と認識しております。

しかしながら、市町村で街頭緊急通報装置を独自に設置した場合には、警察が設置するものと同等の効果が得られるよう通報先を警察本部の通信指令室とするなど、技術的な支援に努めてまいります。

また、これまでの安全・安心まちづくり施策の検証と今後の施策の方向性に係る外部委員会の提言では、防犯カメラの設置促進を図るための支援方策が示されております。県としては、外部委員会の意見を踏まえ、今後の施策を検討してまいります。

## II 共通要望

### 1 町村財政基盤の整備

#### (要望事項)

##### 1 地方税制等の改正について

地方税源の確保と充実を目指し、負担の公平性及び税務事務の合理化を図るため、次のとおり措置を講じられるよう国への働きかけ及び県の取組を要望します。

###### (1) 軽自動車税の税率の引上げと課税・徴収事務の省力化について

経済状況悪化の中、国民の低燃費志向のため、軽自動車への需要が増大する情勢下において、現行の軽自動車税に係る標準税率は昭和59年度から据置かれている状況にあり、性能面において遜色のない自動車税と比較すると非常に低い率となっている。町村においては貴重な財源である軽自動車税の税率について、地方分権・社会経済事情を考慮した税率に引き上げるよう引き続き国へ要望すること。

また、町村が行っている原動機付自転車等の登録事務及び賦課徴収事務について、省力化の観点から自動車リサイクル法の手法に沿った新規登録時のみの賦課徴収制度の改正を要望すること。

#### <措置状況> (総務局)

軽自動車税に係る標準税率については、昭和59年度の見直し以来かなりの年数が経過しており、また、標準税率の水準が他の自動車関係税と比較し著しく低率となっていることや、市町村の徴税経費等の観点からも見直しが行われるべきものと考えておりますので、原動機付自転車などに係る課税のあり方の検討も含め、機会を捉えて国に要望してまいります。

#### (要望事項)

##### (2) 固定資産税の非課税等特別措置について

固定資産税に係る非課税等特別措置については、施策目的の達成されたものの早期廃止や縮減が必要である。また、現在優遇されている事業用賃貸建物等の住宅用地の特例措置並びに宗教法人や学校法人をはじめとする特定の者や資産については、租税の公平な負担の観点からも見直していく必要がある。町村の基幹税である固定資産税の確保の見地からも非課税措置の整理・縮減について国へ要望すること。

さらに、JR東日本・JR東海等の鉄軌道用地の評価は、現在沿接する土地の価格の約3分の1程度となっていることについても、評価方法を見直して評価額を引き上げることもあわせて要望すること。

#### <措置状況> (総務局)

非課税措置等は、租税負担の軽減を通じて特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっておりますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適時見直しを行い、整理・縮減されるよう国に要望してまいります。

#### (要望事項)

##### (3) 家屋評価の簡素化等について

家屋評価は、専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっている。特に、複雑な非木造家屋の評点基準表については、より一層の整理合理化を行い、より簡素化することを引き続き国へ要望すること。

また、個人情報保護法の制定により、住民のプライバシーに関する意識が高まってきており、町村が行う評価事務に支障をきたす場面もある。そこで、家屋の評価が所有者の負担とならないような簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討するよう国へ要望すること。

## ＜措置状況＞（総務局）

家屋評価については、評価替えに伴い評点項目の整理合理化が図られてまいりましたが、依然として専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっております。

したがって、課税の公平性が保たれることを前提に、非木造家屋評点基準表のより一層の整理合理化や、取得価格方式、平米単価方式などの検討など、評価方法のさらなる簡素化について検討するよう国に要望してまいります。

---

## （要望事項）

### （4）土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法について

土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法については、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって理解しにくいものとなっている。税額計算の簡素化を図り、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう、引き続き国へ働きかけること。

## ＜措置状況＞（総務局）

土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出における負担調整措置は、負担水準の均衡化という観点から制度化され、平成18年度税政改正においてその制度が簡素化されたものであります、納税者にとって理解しやすい、より簡素な制度となるよう国に要望してまいります。

---

## （要望事項）

### （5）制度改正に伴うシステム改修費に対する更なる適正な財源措置について

国の制度改正等による個人住民税の電算システム改修は、膨大な経費を要し、その経費のほとんどは各町村の負担になっており、厳しい財政状況の中でその対応に苦慮している。国や県の助成措置もあるが、その額は決して充分とはいえず、制度改正の内容によっては多大な経費が生じ、町村には過重な負担となっていることから、更なる適正な財政措置がなされるよう引き続き国へ要望すること。

また、システム改修に伴い、恒久的に発生する、情報伝達に要する費用に関しても財政措置を講ずるよう国へ要望すること。

## ＜措置状況＞（総務局）

税制改正に伴う電算システム改修経費については、地方交付税の基準財政需要額において、徴税費の一部として措置されており、また、県民税徴収取扱費交付金も、電算システム改修経費の性格を含むものとされております。

しかし、改修経費と比較して、その措置額は充分とは言えないものであると認識しておりますので、より一層の財源措置がされるよう機会を捉えて国に要望してまいります。

---

## （要望事項）

### （6）郵便事業（株）及び郵便局（株）所有の固定資産税に係る課税について

旧郵政公社が民営化されたことにより、市町村納付金が廃止され、固定資産税及び都市計画税として納付されることとなったが、地方税法の一部改正により郵便事業（株）及び郵便局（株）所有の固定資産に係る課税については、平成20年度から平成24年度までの課税標準をその2分の1とする特例措置が創設された。今後平成29年9月末までの完全民営化という解釈により特例措置が延長されるのではとの懸念がある。よって、課税の公平の観点から平成25年度以降の特例措置について、延長がないように国へ要望すること。

## ＜措置状況＞（総務局）

地方税法に規定されている課税の特例等は、国の政策遂行を目的として規定されているものであります。

したがって、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社所有の固定資産に係る特例措置については、国の政策遂行上の観点から判断されるべきものと考えております。

---

## （要望事項）

### （7）建物の表題登記について

不動産登記法第47条に建物の表題登記の申請について及び同法第164条に過料についてが規定されているものの、家屋の未登記が多く見受けられ、町村における固定資産税の賦課に苦慮しているところであり、国において建物の表題登記をするよう指導等の徹底を国へ要望すること。

＜措置状況＞（総務局）

固定資産税の課税では、課税客体と納税義務者を把握するために、地方税法の規定により、登記所は不動産登記の内容を市町村に対し通知することとなっております。

したがって、適正な課税を図る上で、適正な登記がなされる必要があることから、機会を捉えて国に要望してまいります。

---

（要望事項）

（8）個人住民税の課税に係る公平性の確保について

個人住民税の均等割の非課税限度額については、町村の条例で定める金額以下である人については、均等割が課税されないことになっている。この「町村の条例で定める金額」については、地方税法施行令及び同施行規則で生活保護級地区分に応じて定められている一定の率を乗じて得た金額を参照して定めることから、均等割の非課税基準額は、生活保護級地区分に基づき、町村により違いが生じている。同一の県に居住し、同一の所得であるにもかかわらず、住んでいる町村の生活保護級地区分に応じ、個人住民税が課せられる、課せれないという不公平が生じている。県民税の負担の公平性という観点からも問題があるので、非課税限度額について全国の町村が同一となるように地方税法の改正等も含め、国へ要望すること。（1級地で収入金額100万円以下が非課税、3級地で93万円以下が非課税である。）

＜措置状況＞（総務局）

個人住民税均等割の非課税限度額については、全国の町村で一律ではなく、低所得者層の税負担に配慮し、生活保護法の生活扶助基準額を勘案した非課税限度額が設定され、その額は、各市町村の生活保護級地区分により定められております。

したがって、低所得者層に対する負担軽減措置としての趣旨において、慎重に検討すべきものと考えております。

---

（要望事項）

（9）法人町民税の予定納税の還付加算金について

法人町民税の予定納税について、確定申告により法人税割が生じなかった場合、予定納税した税額を還付することになる。その際、還付加算金も合わせて計算して、還付することになっている。現在、この還付加算金については、還付する金額に年7.3%（当分の間、前年の11月30日経過時における日本銀行法により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額となっている。この割合（現在は、年4.3%）というのは、金融機関の普通預金や定期預金の金利よりも高く、法人にとっては、高金利ではあるが、町村にとっては高負担であるので、地方税を改正するよう国へ要望すること。

＜措置状況＞（総務局）

還付加算金の利率は、年利7.3パーセントとされておりますが、平成11年以降、低金利の状況を勘案し、一定の負担軽減を図るため日本銀行による商業手形の基準割引率（旧公定歩合）に連動させる特例が設けられております。

還付加算金の利率については、延滞金の利率との均衡の観点を含め、検討されるべきものと考えております。

---

（要望事項）

（10）個人住民税の現年課税について

所得税と異なり、個人住民税は翌年課税となっている。そのため、所得の発生年とそれに係る所得割にズレが生じており、負担能力に合致しているとは思えない。特に昨今の経済状態では、雇用の不安定もあり、徴収の面でも苦労しているところである。よって、所得税と

同様に現年課税とするよう国へ要望すること。

＜措置状況＞（総務局）

納税者、特別徴収義務者、地方団体の事務負担等を踏まえつつ、現年課税について検討するよう、機会を捉えて国へ要望してまいります。

（要望事項）

（11）公的年金の特別徴収について

公的年金に係る特別徴収について、現在、本徴収と仮徴収に分けて事務を行っているこの仮徴収部分について、本来の住民税の性質から見ても実態に沿わない制度と言える。また、事務が複雑になるばかりで、納税者の理解も得にくい。この仮徴収部分を廃止し、本徴収のみで対応出来るよう制度の見直しを検討するよう国へ要望すること。

＜措置状況＞（総務局）

公的年金に係る特別徴収については、平成21年10月から実施されておりますが、現在の制度では、年度の前半が仮徴収、後半が本徴収となり、年度の途中で税額が変わるために納税者に分かりづらく、説明が困難な点もあるかと考えております。

本件の問題点は、年度途中で特別徴収額が修正できないことから生じるものであると認識しておりますので、年度途中でも特別徴収額が修正が可能となるような弾力的な運用に向けて見直しを検討されるよう、機会を捉えて国に要望してまいります。

（要望事項）

（12）税制改正に伴う個人住民税システム改修経費及び運営費等の適正な補助について

制度改正に伴うシステム改修費は、徴収取扱費に算定上含まれているとのことだが、納税者数に比例して経費がかかるわけでもなく、改正内容によっては膨大な経費になる場合もあり、その経費は町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。個人住民税の4割は県民税であることを踏まえ、町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う、（社）地方税電子化協議会に対する事務運営費やシステム運用関係費・ASP費用等は恒久的に発生するものであり、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し実施すること。

＜措置状況＞（政策局）

国の制度改正に伴うシステム改修等の費用も含め、地方税法上、個人県民税の納税義務者数に3,000円を乗じて得た金額を徴収取扱費として負担をしておりますので、県がこれとは別に特別の負担を行うことは困難であります。

（要望事項）

（13）「神奈川県地方税収対策推進協議会」による個人住民税特別徴収100%への取組について

地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者は、従業員の住民税を特別徴収することとなっているが、罰則規定がないため実施していない事業者がある。また、実施事業者でもパート従業員等非正規労働者の多くは、普通徴収とされ年間4回の納付となっているのが現状である。普通徴収では1回の納付額も多く負担も大きくなり、昨今の不景気も重なり、徴収の面からも大変苦慮しているのが現状である。収納率向上のためには、特別徴収義務者を増やすことが重要であると考えられるが、一自治体だけでは周知・理解を得ることは困難である。そこで、「神奈川県地方税収対策推進協議会」として、個人住民税の特別徴収制度について県内自治体の完全実施に向けて主動すること。

＜措置状況＞（政策局）

個人住民税特別徴収の推進については、税収確保等の観点からも有効な取組と思われますので、神奈川県地方税収対策推進協議会の下部組織である各地区の徴収対策連絡協議会（県税事務所及び所管の市町村で構成）の中で、地域の実情に応じた取組を推進したいと考えております。

（要望事項）

2 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスボリジウムなどの問題への対応、更には老

朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要があります。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられます。

つきましては、水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を講ずるよう引き続き国への働きかけを要望します。

(1) 政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、貸付利率の引下げ、償還年限の延長など、発行条件の緩和を図ること。

＜措置状況＞（総務局）

水道事業については、住民の日常生活に密接に関連していることから政府資金等の公的資金が優先的に配分されており、地方公共団体金融機関資金の優遇金利の適用や地方交付税措置等による公債費負担の軽減措置が講じられているところであります。

また、水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業債と比較しても長期の償還期間が設定されております。

公営企業である水道事業については、民間的経営手法の導入等、なお一層の経営改善努力を求められておりますが、経営健全化を図る観点から制度改革が必要なものについて、今後とも機会を捉えて国に働きかけてまいります。

（要望事項）

(2) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

＜措置状況＞（総務局）

旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債は、公的資金補償金免除繰上償還の事業が対象とされております。公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から平成21年度までの时限措置とされていましたが、地方財政法附則第33条の9の規定により平成22年度から平成24年度までの3年間、制度が延長されたところです。

しかしながら、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていないことから、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

（要望事項）

3 県貸付金の要件について

県貸付金は、同要綱の取扱要領で「年度内に完了不可能と認められる事業」については、貸付を制限又は行わないと定められています。しかしながら、昨今の公共工事においては、想定外の情勢が起こることもあり、やむなく次年度へ繰越せざるを得ないことがあります。その結果、一般財源で賄うこととなり、財政運営に支障をきたしかねない状況となってしまいます。やむを得ず事業を翌年度へ繰り越す場合においても、通常の起債同様に貸付金の繰越しが可能となるよう要望します。

＜措置状況＞（総務局）

神奈川県市町村振興資金貸付要綱取扱要領第2条第3項において「当該年度の事業が年度内に完了不可能と認められる事業」については、「貸付の制限又は貸付を行わないものとする」と規定しておりますが、当該年度の出来高部分にあっては貸付対象としているところです。

繰越事業については、事業費が変動しうるものであり、限られた財源を多くの市町村に公平に活用していただくため、貸付対象外としているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

（要望事項）

4 ふるさと雇用再生特別基金事業等の継続について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響による雇用情勢の悪化が懸念されるとともに、東日本大震災による被災者につきましても、避難先で仕事がなく、不安な日々を過ごしているの

が現状です。しかし、震災の影響により雇用情勢の悪化が懸念される中におきましては、企業努力のみでは雇用が促進されることは考えにくい状況であると言わざるをえません。

一方、地方自治体をみましても、税収の減等による厳しい財政状況の中、例えば、公共事業を積極的に行うこと等による新たな雇用創出は難しいのが現状です。

そこで、県におかれましては、平成24年3月末をもって終了が予定されている国の施策である「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」の継続を国に働きかけていただき、更なる雇用の促進に取り組まれるよう強く要望します。

＜措置状況＞（商工労働局）

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業のうち、重点分野雇用創造事業は、平成24年度（一部25年度）まで延長され、国の平成23年度第3次補正予算により、積み増しも決定しております。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業は、平成23年度に新たに開始し、同年度末まで引き続き実施した事業について、平成24年9月末まで延長されることが決定しております。

---

（要望事項）

5 地方議會議員年金制度の廃止に伴う予算措置について

地方議會議員年金制度は、国策として行われた先の「平成の大合併」により町村数と町村議會議員数が激減したために、平成23年6月1日をもって廃止となつたが、廃止に伴う経過措置として給付に要する費用の配分は普通交付税措置のため、不交付団体は、多額の負担を負うことになります。

国は、普通交付税措置によるのではなく、特別な交付金として全地方団体が等しく確実な財源措置となるよう国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（総務局）

地方議會議員年金制度の廃止に伴う財政措置について、既に市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会が国へ要望しておりますが、今後、さらに国へ要望する動きがあれば、県としてもこれを後押ししてまいります。

## 2 地域情報化施策の推進

（要望事項）

1 神奈川県町村情報システム共同事業組合への支援について

当組合は、平成23年4月1日一部事務組合としてスタートを切ることができ、関係者の努力はもちろんのこと、県の支援にも深く感謝をしています。

現在は、画期的で先進的な取組として他自治体から注目され、視察や調査研修にみえる団体也非常に多くなっています。

ただ、この取組は始まったばかりであり、対象としていく分野は、これからも拡大する必要があるので、引き続き県には財政的及び技術的支援を要望します。

＜措置状況＞（総務局）

県では、平成24年度から市町村の広域連携への財政的支援の重点化等として、新たに市町村自治基盤強化総合補助金を創設することとしており、引き続き立ち上げ期の初期投資経費に対し支援を実施してまいります。

また、これまで、町村会の情報システム検討部会への出席や情報システム調達に係る仕様等の作成等に対して助言を行うとともに、専門的知見のある選定委員として県職員が参加するなど支援を行ってまいりましたが、今後も、ノウハウの提供など町村情報システム共同事業組合への技術的支援を行ってまいります。

---

（要望事項）

2 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について

町村の一部の地域では、山間部特有の複雑な地形のため、テレビ電波が良好に受信できる地域

と異なり、テレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信し、また、個別アンテナ受信者も劣悪な環境で受信しています。

本年の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、地上デジタル放送の受信エリアは拡大されましたが、エリア外のテレビ共同受信施設やエリア内であっても受信不可能な箇所が取り残される事例があり、共同受信施設事業の重要性はさらに増すことと思われます。

このため、中には加入者が減少しても規模を縮小して存続せざるを得ない共同受信施設が生じることが懸念され、共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するための設備更改等にかかると想定される費用は、小規模な事業者の重い負担となることが考えられます。

国では平成20年度に「辺地共聴施設整備事業補助金」の交付を決定していますが、国の負担額は補助対象経費の1/2であり、また、共同受信施設を利用している地域は新たな難視聴地域に該当しないため、この補助金を申請しても事業者の負担は決して少なくならないと思われます。

つきましては、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する国による負担措置を、補助対象経費の満額とされるよう国への働きかけを要望します。

#### ＜措置状況＞（県民局）

地上波テレビ放送のデジタル化は、国の施策として実施されているものであり、このことによって生じる地域的格差については、国の責任において適切な措置を講じるべきものと考えております。

県としては、機会をとらえて御要望の趣旨を国に伝えるとともに、国からの関連情報については、迅速、的確に市町村に提供してまいります。

---

#### （要望事項）

#### 3 携帯電話電波塔設置の促進について

町村部の山間地域はその大部分が山林で、国定公園や県立自然公園地域に指定されている自然豊かな地域であることから、昨今、自然回帰志向などを背景に観光客や登山客などが増加している状況にあります。

つきましては、地域住民の安全安心の確保はもとより、広く観光客等の緊急時の連絡のため、県立自然公園や国定公園を管理する県が率先し、緊急時に有効な携帯電話が使用できる環境の整備をするよう要望します。

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

携帯電話アンテナ基地局は、各企業が設置しておりますので、設置許可申請があった際には、自然公園法及び神奈川県立自然公園条例の規定に基づき、適宜判断してまいります。県では、今後も引き続き安全・安心の視点を含め、登山道など公園施設の維持管理に努めてまいります。

---

#### （要望事項）

#### 4 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について

住民や利用者への行政サービスの向上と事務の改善を図るため、町村では戸籍の電子化を進めていますが、導入後のランニングコストについて、大きな財政負担を強いられています。

つきましては、ランニングコスト及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な財政措置を講ずるよう、国への働きかけを要望します。

また、いまだ導入されていない自治体に対し、導入費用についても同様な財政措置を講ずるよう、あわせて要望します。

#### ＜措置状況＞（総務局）

戸籍事務の電算化に伴う経費については、平成16年度から、普通交付税の算定上、市町村の標準的な行政経費として措置されているところです。

その算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見

申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えてまいります。

### 3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進

#### (要望事項)

##### 1 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、獵区設定等を積極的に実施していますが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加しています。つきましては、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、次の事項を実現するよう要望します。

(1) 第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画」は平成23年度が最終年度であるが、引き続き「群れ」の捕獲や追い上げ等抜本的解決を図るための施策とすること。

また、ニホンザルは、群が市町村域を越えて移動するため個別市町村の取組では捕獲が難しく、また、捕獲には相当の費用と技術を必要とするため効果的な取組には県単位で捕獲・処分することを「第3次神奈川県ニホンザル保護管理計画」に盛り込むこと。

#### <措置状況> (環境農政局)

ニホンザルの保護管理については、「第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画」に基づき、群れごとの個体数や行動域などのモニタリング結果を検証しながら毎年度、事業実施計画を策定し、事業を推進しております。

第3次ニホンザル保護管理計画では、農作物被害の軽減等を図るため、新たな加害群又は集団(第2次保護管理計画策定期に確認されていない群れ又は集団)を発生させないことを基本方針とする予定であります。

なお、行動域が複数市町村に及ぶ群れについては、地域県政総合センターが事務局を務める地域鳥獣対策協議会において関係市町村の連携を図り、効果的な対策の実施に努めてまいります。

また、各地域で集落環境調査等を基に効果的な被害対策に取り組むこととし、県としても、鳥獣被害防除対策専門員による技術的支援や財政的支援に努めてまいります。

#### (要望事項)

##### (2) 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林(広葉樹)施業の積極的推進。

#### <措置状況> (環境農政局)

県営林における広葉樹林の保育は、必要最小限とすることを原則とし、林冠が閉鎖して下層植生が劣化し土壌の流出などの恐れがある場合に、受光伐や土壌保全工の設置等を行うこととしております。

なお、県営林では、生物多様性の保全、森林生態系の健全性と活力の維持、土壌と水資源の保全などに配慮しながら木材資源の循環利用を図ることとし、森林の立地条件、自然条件に応じた目標林型を定めて森林施業を進めておりますが、この中で、人工林の混交林施業や巨木林施業については、シカを含めた多様な野生生物の生息環境整備に資するものと考えております。

#### (要望事項)

##### (3) 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保及び支援の拡充。

#### <措置状況> (環境農政局)

有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業については、有害鳥獣被害対策事業補助金で対応しており、引き続き財政支援に努めてまいります。

#### (要望事項)

##### (4) 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化。

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

市町村が行う被害対策事業に対する財政支援については、一般的な県補助が3分の1以内であるのに対し、補助率を事業費の2分の1以内としており、今後も、市町村からの要望を踏まえ、予算の確保に努めてまいります。

---

#### （要望事項）

- (5) 広域的に移動する野猿、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の広域的な体制を早期に確立すること。
- ・ 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進
  - ・ 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化
  - ・ 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

有害鳥獣対策は、被害が発生している地域の実情に応じて、個体数調整と追い払いや防護柵の設置、誘引要因の排除などを適切に組み合わせて、総合的に実施することが必要であり、地域関係者などによる主体的な取組があつてこそ効果的な対策が可能となることから、市町村が実施する鳥獣被害対策事業に対し、引き続き財政支援を行うとともに、鳥獣被害防除対策専門員などによる技術的支援や研修等を通して地域の人材育成に努めてまいります。

さらに、近隣の市町村間の連携を図るため、各地域県政総合センターが事務局を務め、県、市町村、農業団体などで構成する地域鳥獣対策協議会において、地域関係者の連携による広域的な被害防止対策や捕獲体制などについて議論・検討してまいります。

また、県が捕獲許可権限を有するシカ、サル等について、捕獲許可の申請があった時には、速やかな審査に努めております。

捕獲されたサルの個体処分の経費を含めて市町村に対して助成を行うとともに、鳥獣被害防除対策専門員による個体識別などの技術的支援を行ってまいります。

---

#### （要望事項）

- (6) 広域獣害防止電気柵の設置について、設置効果を維持するためには、電気柵周辺における雑草の除去等の環境整備が必要不可欠であり、設置に係る費用のみならず、草刈等の維持管理に要する経費についても、補助対象とすること。

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

広域獣害防止柵については、事業開始の際の県と市町村との合意により、設置後の維持・保全については、市町村や地域の皆さんの共同した取組により実施することを原則としております。

また、市町村等が実施する防護柵の整備など被害対策事業については、既存の補助制度の中で支援しております。

---

#### （要望事項）

- (7) 鹿の将来的な捕獲頭数が減少すると見込まれているが、将来的な計画等を策定したいと考えていることから、生態調査の再調査を実施すること。

また、食肉処理マニュアルの策定も検討すること。

#### ＜措置状況＞（環境農政局・保健福祉局）

第3次神奈川県ニホンジカ保護管理計画に基づき、生息密度調査等のモニタリングを計画的に実施してまいります。

鹿肉等の野生動物の肉を食用として処理するためには、食肉処理業の許可施設が必要です。本県においては、現状ではその様な施設はないために、マニュアルの策定はしていませんが、今後、処理する鳥獣の種類、規模（処理頭数、頻度等）、製造商品など、具体的な内容が判明した時点で、食肉処理マニュアルを作成するために必要な指針などの作成を検討してまいります。

---

#### （要望事項）

## 2 外来生物被害対策に対する支援について

アライグマ・タイワンリスによる生活被害・農業被害・生態系被害がともに深刻化しています。被害を受けている市町村では、捕獲に力を入れて防除を行っているが、県内での分布域は拡大傾向にあります。これらの外来生物による被害の早急な解決のため、次の事項について要望します。

(1) タイワンリスは森林を利用して繁殖・分布拡大するため、住宅地や農地での捕獲だけでは根絶は困難である。また、県西部には丹沢等の貴重な森林があり、このまま分布が拡大した場合、そこに生息するニホンリスが排除されることも懸念される。タイワンリスについてもモニタリングを行うとともに、県で防除計画を策定し早急に対策を講ずること。

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

タイワンリスについては、被害が発生しているエリアが横須賀三浦地域に集中しているため、その地域の各市町村が防除実施計画を策定し、国の確認を受けて防除することが効果的と考え、あらかじめ国と調整して申請書の記載例を作成するなど、各市町村の捕獲等が円滑に進められるよう防除の確認を受けるための支援を行ってきました。

三浦半島の市町については、横須賀三浦地域県政総合センターが事務局を務める横須賀三浦地域鳥獣対策協議会によって、半島全体の一斉捕獲の実施など対策に取り組んでいただいております。

県としては、タイワンリスの分布や被害の拡大を防ぐため、市町村の主管課長会議や担当者研修において取組の推進を働きかけるほか、各地域の鳥獣対策協議会で分布や被害の状況等について情報の交換を行ってまいります。

---

#### （要望事項）

(2) 外来生物の防除は従来の鳥獣被害対策とは異質であり、あくまで根絶を目指すものである。しかもその被害は市町村規模に関わらず発生するため、補助金は一律の割合ではなく、被害状況や防除の取組によって上乗せすること。なお、23年度内示額は要望額より減額されていたが、早期根絶のためにも、最低でも市町村要望額分の補助金の確保をすること。

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

被害対策事業に関する補助金の交付にあたっては、市町村の要望を伺った上で、事業実施に必要な財政支援に努めるとともに、予算の確保に努めてまいります。

また、事業の効果的な取組を進めるために、既存データの活用や簡易な手法で実施可能な効果検証の手法等について、モデル事業を実施し、今後市町村へ提案していくとともに、効果検証に基づく計画的な事業については、優先的に予算を配分するような仕組みづくりを行ってまいります。

---

#### （要望事項）

(3) 動物福祉や、感染症拡散予防の観点から、捕獲個体の殺処分は安楽殺が望ましいが、そのためには一定の施設や獣医師の協力が必要である。また、焼却炉の規模によっては殺処分後の死体の焼却もできないため、これらの処分を業者委託している市町村が多い。委託料削減のためにも、受け入れ先の確保や受け入れ体制の整備をすること。

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

捕獲後の個体処理（殺処分・焼却処分）については、市町村が行う被害対策事業に対する財政支援の対象に含めており、現行制度の範囲内で引き続き財政支援に努めてまいります。

---

#### （要望事項）

### 3 ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多くな吸血被害を受けています。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなっています。

これまでの研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう次の事項について要望します。

(1) ヤマビルの駆除、防除対策の更なる研究と情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策

事業に対する県の財政的支援の継続・拡大。

＜措置状況＞（環境農政局）

ヤマビルの駆除対策については、平成19年度、平成20年度の2年間にわたり県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえて、吸血被害を防ぐ方法をはじめとした被害対策について普及啓発に努めるとともに、市町村の重点対策計画に基づき草刈などの環境整備活動を行う地域の取組などを支援しており、今後も、市町村からの要望を踏まえ、財政支援に努めてまいります。

（要望事項）

（2）県のヤマビル対策共同研究によると、ヤマビルの広域にわたる生息域の拡大要因の一つとして、ニホンジカの生息数の広域・拡大が上げられている。このため、農作物への被害対策を目的とした防鹿柵の設置にとどまらず、ヤマビル被害撲滅に向けた防鹿柵の設置や既存柵の撤去などの補助事業などの拡充。

特に、県が丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園として管理する宮ヶ瀬湖畔園地内においても、シカ等によってヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいる状況であり、早急な対策を講ずること。

＜措置状況＞（環境農政局）

ヤマビルを運ぶシカの侵入防止を目的とする防鹿柵の設置については、既存の補助制度の中で支援しております。

なお、既存柵の維持管理は市町村が行うこととしており、その撤去も市町村において行なうようお願いいたします。

ヤマビルの駆除対策については、市町村の重点計画に基づき草刈などの環境整備活動を行う地域の取組などについても財政支援を行っております。

宮ヶ瀬湖畔園地では、管理者が草刈り等の環境整備を行っておりますが、宮ヶ瀬湖周辺におけるヤマビルを運ぶシカの捕獲については、清川村と連携して対策を検討してまいります。

（要望事項）

（3）県による生息域や生息環境などの生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効果調査研究、環境影響調査、茶園等の農耕地管理調査研究などの、現在の研究成果を踏まえた駆除や拡大防止策の積極的な実施と、抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等の実施。

＜措置状況＞（環境農政局）

平成19年度、平成20年度の2年間にわたり県試験研究機関等が行った共同研究では、即効性のある駆除方法は確立されませんでしたが、広域的な対策として、分布拡大の抑制に向け、運搬動物とされるシカについて、市町村が行う管理捕獲や防護柵の設置に対する財政支援に努めてまいります。

（要望事項）

4 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等につきましては、定期的に実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施しています。

しかしながら、河川全域では、不十分な個所も見受けられることから、更なる草木の除草並びに伐採を要望します。

さらに河川内の雑木の伐採や草木の除草につきましては、地元の住民や各種団体がボランティアで行っていることから、引き続き活動を行うための助成制度の創設を併せて要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

除草や樹木伐採については、治水上や河川環境の保全上の観点のほか、河川利用や防火・防犯の観点からも実施しており、厳しい財政状況ではありますが、今後も引き続き実施するよう努めてまいります。

地元住民や各種団体が行っている除草等への助成制度については、草刈り等を地元自治会等に委託する自治会委託制度がありますので、今後もこの制度のより一層の活用を図るため、ホームページ等により自治会等へのPRを進めてまいります。

---

(要望事項)

5 住宅用太陽光発電導入促進について

住宅への太陽光発電の導入により、家庭からの温室効果ガスの排出の抑制を図り、もって地球温暖化防止に寄与する事業であり、住民が積極的に地球環境保全に参加するためにも、県内200万戸への太陽光パネルの実質無償設置を掲げた知事公約の実現を要望します。

また、住宅用太陽光発電システム設置に対する助成について、市町村の補助制度に対し県が上乗せ補助する形で実施されているが、現在の補助制度の状況も踏まえ、平成24年度の予算措置や、新制度の検討等については、十分な検討を行う中で市町村に対する適切な情報提供と共に、自然エネルギーの有効活用に対する県の積極的な推進を要望します。

<措置状況> (環境農政局)

住宅用太陽光発電の補助制度については、当初は3年間を予定していましたが、東日本大震災に伴う電力受給の逼迫により、大きく状況が変わったと認識しております。県としても現在、「かながわソーラープロジェクト」として、太陽光発電の加速度的な普及拡大に向けた「かながわソーラーバンクシステム」などの取組を行っておりますが、「再生可能エネルギー法」の施行後も住宅用は引き続き余剰買取となることが見込まれ、加速度的な普及拡大のためには、当面、補助が必要と考えております。

そこで、基本的には来年度も住宅用太陽光発電への補助を継続したいと考えております。具体的な仕組みや規模のあり方については、市町村の皆様の御意見も伺いながら検討を深め、皆様の御理解・御協力を賜りながら進めてまいります。

---

(要望事項)

6 家庭用新エネルギー導入促進補助事業の拡大について

東日本大震災に伴う電力供給不足や地球温暖化防止に係る対策を図るため、新エネルギー導入促進の拡大を図ることが重要であります。

国では、新エネルギー導入促進の拡大を図るため、住宅用太陽光発電導入支援対策補助金をはじめ、クリーンエネルギー自動車等導入費補助事業、民生用燃料電池導入支援事業、ガスコーディエネレーション推進事業補助金等、家庭用新エネルギー導入促進に向けて事業の拡大を図っています。

県においても住宅用太陽光発電設備設置費補助金や電気自動車購入費補助金により新エネルギーの導入促進を進めているが、エネファームやエコヴィル等の家庭用新エネルギーの更なる拡大を図るため、各種補助事業の創設を検討されるよう要望します。

<措置状況> (環境農政局)

住宅用太陽光発電の補助制度については、当初は3年間を予定していましたが、東日本大震災に伴う電力受給の逼迫により、大きく状況が変わったと認識しております。県としても現在、「かながわソーラープロジェクト」として、太陽光発電の加速度的な普及拡大に向けた「かながわソーラーバンクシステム」などの取組を行っておりますが、「再生可能エネルギー法」の施行後も住宅用は引き続き余剰買取となることが見込まれ、加速度的な普及拡大のためには、当面、補助が必要と考えております。

そこで、基本的には来年度も住宅用太陽光発電への補助を継続したいと考えております。具体的な仕組みや規模のあり方については、市町村の皆様の御意見も伺いながら検討を深め、皆様の御理解・御協力を賜りながら進めてまいります。

エネファームやエコヴィル等の家庭用新エネルギーの更なる拡大を図るための各種補助制度の創設については、現時点では検討しておりません。

---

(要望事項)

7 自然保護奨励金の拡充について

自然保護奨励金制度では、奨励金交付面積が1haとなっていますが、零細林家の多い町での森林整備をより拡充できますよう対象面積の引下げを要望します。

<措置状況> (環境農政局)

交付面積の引き下げについては、固定資産課税台帳の確認等などの事務を市町村への委託しており、効率的な事務処理を行う観点などから、平成18年度に制度の見直しを行ったもので御理解くださるようお願いします。

## 4 福祉施策の充実

### (要望事項)

#### 1 児童福祉の充実について

- (1) 本年 10 月からの子ども手当については、全国一律の制度であることから、子ども手当支給に係る現行の地方負担を廃止し、全額国庫負担とするよう、国に対して引き続き強く働きかけること。

#### ＜措置状況＞（政策局、保健福祉局）

平成24年度以降の子どもに対する手当については、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」において、地方と十分に協議を行い、理解を得るよう努めるとされ、本県としても、国と地方の役割分担等のあり方について、「国と地方の協議の場」において十分な協議を行うよう、全国知事会等を通じて国へ働きかけてまいりました。

平成23年12月20日に開催された「国と地方の協議の場」において、児童手当法の改正による恒久的な子どものための手当制度について、地方六団体が、国と地方の費用負担割合を2対1とすること等の政府案を大筋で了承したところです。

本県としてもこの結果を尊重していく考えですので、今後の法制化の動向について注視してまいります。

### (要望事項)

- (2) 子育て支援事業については、平成 23 年度国の子ども手当制度に係る県の代替単独事業として行われるが、少子化対策に係る子育て支援事業に重要性は、財政状況の厳しい中、次世代育成支援対策を推進しなければならない市町村としては、歓迎するものであり、23 年度だけではなく県で制度化し継続されること。

#### ＜措置状況＞（政策局）

子育て支援事業市町村交付金は、核家族化の進展や厳しい経済情勢の影響を受け、子育てを取り巻く環境が厳しいものになっている本県の現状を踏まえ、市町村が直面している喫緊の課題への対応や、地域の実情に応じた、将来につながる子育て基盤の整備を支援するため、平成23年度に限った重点的な取組として創設したものであり、これまで市町村に対してもその趣旨を説明してきたところですが、その方針に変わりはありません。

なお、交付金を活用しようとする事業が、単年度では十分に効果が得られない、もしくは事業が完了しない場合があることも想定されることから、24年度までの 2か年にわたって交付金を活用できるよう、基金を造成することも可能な制度となっております。

### (要望事項)

- (3) 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わることが困難であるため、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

児童家庭相談体制の整備は、市町村の責務であることから、県による専門職員の派遣や新たな補助制度の創設は困難ですが、引き続き、児童相談所の児童福祉司等による同行訪問や同席面接、ケース検討会議への参加、研修会の実施など、実情に合わせた支援を行ってまい

ります。

また、急増する児童虐待相談への対応のため、専門職員の配置等、市町村の児童家庭相談体制の整備に係る財政支援について、九都県市首脳会議等を通じて国へ要望しております。

---

(要望事項)

(4) 民間保育所運営費助成について補助基準の見直しがなされたが、小規模保育所の財政状況には厳しいものがある。現在、保護者の就労形態の多様化等により、一時・特定保育など特別保育の需要が増えてきており、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画により保育サービスの量的拡大が予想される中で、今後、民間保育所運営費補助金はさらに大きな財源が必要となっている。

したがって、少子化対策における小規模保育施設の安定的な経営を維持するために、開所時間延長加算金や、障害児保育加算金、調理員雇用費はもとより保育の質を保つための保育師等の加配や、一時・特定保育する場合の優遇措置の追加等、財源確保に向けた補助基準の策定をするとともに、基準どおり満額交付すること。

また、発達障害児等への福祉施策の拡充を図るための新たな支援制度を創設するとともに、障害児保育実施要綱の見直しや補助員等職員の配置に伴う人件費補助などの財政支援についても、国に強く働きかけるとともに、県としても支援等を講ずること。

<措置状況> (保健福祉局)

民間保育所運営費補助金については、平成21年度から段階的な見直しを図ってまいりました。

このうち、開所時間延長加算については、11時間開所している保育所が少なかったことから、施策誘導的に実施していたものですが、11時間開所の保育所が増加し、所期の目的を達したことから見直したものです。

また、障害児保育加算については、地方交付税措置の対象児童が重度から発達障害児を含めた軽度まで拡大されたことから見直したものであり、調理員雇用費については、民間保育所運営費負担金で措置されております。

これらのことから、御要望には添いかねます。

---

(要望事項)

(5) 放課後児童健全事業について、国は放課後等における子どもたちの安全で、健やかな居場所づくりを推進するということで、放課後子どもプラン推進事業費に国庫補助金を交付しているが、この国庫補助基準では、児童数が10人未満や年間開所日250日未満の放課後児童クラブは補助対象外となってしまいます。地域の状況を踏まえ、制限を廃止し、少人数のクラブ等でも対象とするよう、国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉局)

「全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会」による国への要望において、「10人未満のクラブに対する補助制度を創設すること。」を要望しております。

なお、国の平成24年度当初予算要求では、「地域型保育・子育て支援モデル事業(仮称)」として、小規模保育事業に10人未満の小規模放課後児童クラブを併設する場合の補助制度が新たに位置付けられております。

---

(要望事項)

2 障害者福祉の充実について

(1) 地域生活支援事業は、統合補助金として予め定められた額を、事前に市町村からの事業協議を受けず事業実績と人口に応じて国が補助額を内示することとされているが、サービスの充実を図ろうとしても、必要とする補助金額が配分されるとは限らない。市町村が従来の障害福祉サービスの水準を下げることなく、より一層充実していくよう、十分な財源確保を図ること。

また、国の要綱改正により市町村が独自に個人給付を行い、または個人負担を直接的に軽減する事業である「福祉タクシー助成、自動車燃料費助成」などの事業が、補助対象外となつたところであるが、事業の上限を設けず、自立支援給付の補助率と同様となるとともに、市町村が独自に個人給付している事業などを、従前どおり補助対象とされること。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

障害者自立支援法に基づき各自治体が策定する「障害福祉計画」に基づく地域生活支援事業が、確実に実施できる財源が確保されるよう、地域生活支援事業に係る十分な予算措置について、国に要望してまいります。

---

#### （要望事項）

（2）障害者自立支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、グループホーム・ケアホームなどの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなどの特段の支援を行うこと。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成18年度から施行された障害者自立支援法は利用者負担1割が設けられ、平成19・20年度に国が緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施され、さらに平成22年度から低所得者（市町村民税非課税）の障害者等の障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となったことにより、市町村の財政負担の増加が見込まれる状況である。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。については、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国1／2、県1／4を維持すること。

さらに、現在地域生活支援事業に位置付けられている移動支援事業については、自立支援給付におくことで、義務的経費として明確な費用負担を行い、保護者からの要望の多い通学支援の充実を図っていくこと。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

障害福祉サービスに係る社会資源において、地域格差が生じていることは認識しておりますが、障害福祉サービスを行う事業者は人員、設備等の指定基準を満たすことを前提として県に申請を行い、事業者指定された後、サービスを行うことができるもので、社会資源の整備について県から事業者へ働きかけを行うものではないと考えております。

自立支援給付に係る費用負担について、県としましては、今後のニーズの伸び等に対応した十分な予算措置を講じるよう、国に要望してまいります。

また、重度の視覚障害者を対象とした移動の介助については、制度改正により、平成23年10月から自立支援給付である同行援護により実施することとなり、支援の充実が図られております。

---

#### （要望事項）

（3）障害者地域作業所については、県でスタートした制度であり、障害者の作業訓練や日中活動など地域生活を支える場として、その役割は大変大きなものがある。県は地域活動支援センター等を含めた法定内事業への移行について、補助金等今後の支援について検討されているが、自立支援法における法定基準を満たさない小規模作業所については、法定基準のみを対象とせず、県が独自の施策を展開するなど、今まで作業所が担ってきた役割等が失われることなく、障害者地域作業所の機能が十分確保できるよう、現行運営費補助の継続と支援体制を充実すること。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

障害者地域作業所に対する補助金については、従来、小規模作業所分として基準財政需要額に計上された都道府県への交付税措置が、障害者自立支援法の施行とともに、地域活動支援センター一分として全額市町村に移管されたことなどを踏まえ、平成22年度は市町村への原則的な補助率について、一定の見直しを行い、平成23年度末までの計画的な移行を支援する観点から必要な配慮を講じてまいりました。

また、障害者地域作業所及び地域活動支援センターの事業実施主体である市町村と協議しながら、地域作業所が法定内事業に確実に移行できるよう支援してまいりました。

移行を計画している全ての障害者地域作業所が予定どおり平成23年度末までに法定内事業への移行が見込まれますので、障害者地域作業所運営費補助については、平成23年度限りで廃止いたします。

---

#### (要望事項)

- (4) 重度障害者医療費制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。
- このため、県と市町村の部会で制度の見直しについて検討を行っているが、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1／2を維持すること。
- また、重度障害者になった年齢が65歳以上を県重度障害者医療費助成制度の対象外としたことで、町の負担が増加するので、制度の対象とすること。

#### <措置状況> (保健福祉局)

補助率については、市町村との話し合いを行いながら、現在に至っているものです。

なお、重度障害者医療費助成制度の実施主体は市町村であり、県の方針では、市町村が主体性を持って行う事業に対する補助についての補助率は、原則として3分の1以内としております。

また、重度障害者医療費助成制度の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度全市町村からの要望に基づき、「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、県と市町による検討会を設置し検討を重ねた経緯があります。その検討結果が、平成19年3月に報告書として県に提出され、その後、各市町村長や障害者団体等との意見交換を実施し、平成19年9月に県としての方針決定をし、見直しを行ったもので、見直しの趣旨を御理解いただくよう引き続き市町村と話し合ってまいります。

---

#### (要望事項)

- (5) 在宅の重症心身障害児は、家族（保護者）の入院及び重症心身障害児の兄弟の学校行事等に家族（保護者）が参加する際に、一時的に介護が受けられるようにすることや、介護者等の休養（レスパイト）のため短期入所を利用して在宅生活の継続を図っていくことが必要不可欠になっている。

短期入所利用者の円滑な利用が図られるよう、各重症心身障害児施設の調整を行う努力をするとともに、さらなる保護者の利用ニーズに応えるため、短期入所枠の拡大や、利用ニーズの高い時期における受け入れの拡大をすること。

#### <措置状況> (保健福祉局)

県では、地域生活支援を目的に短期入所事業所の設置促進等に取り組んでおり、在宅重度障害者等の障害特性に応じた施設及び設備の整備に係る助成として「短期入所強化事業」を平成22年度より創設いたしました。

また、「障害者地域生活サポート事業」にて、医療的ケアが必要な方の地域生活支援に係る助成として「短期入所利用促進事業」を実施しております。

さらには、市町村の広域連携による支援体制整備への助成として、障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業も、実施しているところです。

今後も、在宅で暮らす重症心身障害児者が安心して生活が送れるような支援策について、検討してまいります。

---

#### (要望事項)

### 3 介護保険制度の改善について

- (1) 介護保険給付費の負担について、国負担の居宅給付分25%及び施設等給付費分20%にそれぞれ5%の調整交付金が含まれているが、この調整交付金については、第1号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、算定方法の見直し等の財政措置を国へ働きかけること。

#### <措置状況> (保健福祉局)

介護給付費財政調整交付金については、各市町村の保険料の格差を是正するため、全国平均で5%相当となるよう配分されておりますが、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1

号被保険者の保険料に転嫁する仕組みとなっており、介護給付費財政調整交付金を別枠として措置するよう国に要望しております。

---

(要望事項)

(2) 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉局）

介護保険における低所得者対策については、財源措置も含め、保険料と利用料について、低所得者の生活の実情を踏まえた負担軽減を行うよう、国に要望しております。

---

(要望事項)

(3) 介護保険法においては、施設介護よりも在宅介護を重視しているが、在宅介護については、家族等の介護なしには成立しないにもかかわらず、制度上家族介護に対する支援が不十分なことから、施設介護を希望する方が増加する傾向にある。

また、特別養護老人ホームにつきましては、実態的には不足している現況にあり、家族介護の積極的な促進が必要不可欠な状況にある。このようなことから、介護家族等に対する慰労制度を充実するよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉局）

介護家族等に対する慰労制度については、地域支援事業（任意事業）に、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした家族介護継続支援事業が位置付けられており、各市町村がそれぞれの地域の実情や必要に応じて実施すべきものであることから、当該事業の活用が望まれます。

---

(要望事項)

(4) 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向の状況などにより決まる認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。また、小規模多機能型居宅介護のように、その事業所の整備がなかなか進まないという現実も介護報酬に大きな原因があると思われる。このような問題を解決すべく現状の分析に基づき更なる介護報酬の見直しを国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉局）

介護報酬については、施設や事業所の運営の実態を踏まえ、安定的に質の高いサービスを提供できる内容に見直すよう、国に要望しております。

---

(要望事項)

(5) 介護従事者の処遇改善を目的に、制度開始以来、介護報酬が初のプラス改定となったが、結果として利用者の負担増とサービス利用制限を招いている。

第5期事業計画においても、報酬改定等により保険料の上昇に影響が出ないよう措置を講ずるとともに、事業者に対して交付された処遇改善交付金の充実を図っていただくこと及び処遇改善交付金の使われ方について事後調査を徹底するよう働きかけていくこと。

<措置状況>（保健福祉局）

介護職員の処遇改善については、全国知事会を通じて、平成24年度の介護報酬改定にあたっては、恒久的な処遇改善策を講じること、その際、急激な保険料の上昇と自治体の負担増を招かないよう、国が財政責任を果たすことを要望しております。また、第5期介護保険事業計画における保険料の上昇を抑制するため、介護保険財政安定化基金を取り崩し、市町村拠出相当分である3分の1の額を市町村に交付してまいります。

介護職員処遇改善交付金の効果等については、当該交付金の使われ方も含めて、国が介護従事者処遇状況等調査を実施しているところですが、県としても独自に調査を実施しております。

---

#### (要望事項)

##### 4 老人クラブ活動等事業（老人クラブ助成事業）の基準緩和について

現行の高齢者在宅福祉事業補助金基準では、単位老人クラブ会員数が概ね50人以上（運用常時30人以上）が補助対象となっています。

しかし、地域性等から少人数で構成せざる得ない状況においても活動が活発に行われている単位老人クラブもあるので、会員数の基準を撤廃し、少人数の単位老人クラブも補助対象とするよう要望します。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

老人クラブ活動等事業に対する市町村への助成については、県財政厳しい折、過去3年連続で予算総額を減じておりますが、一方、平成23年度は活動促進事業のうち単位老人クラブ割の助成単価を据え置き、健康づくり・介護予防支援、地域支え合い、若手高齢者組織化・活動支援、市町村老連活動支援体制強化の各事業は助成単価を引き上げており、限られた財源の中、メリハリを付けた予算編成を心がけております。また、この間、平成22年度に補助対象となるクラブの会員数を条件緩和しており、より多くの単位老人クラブが補助対象となるよう改善を図っております。

老人クラブ活動の推進については、「かながわ高齢者保健福祉計画」においても、『いきいきと暮らすしくみづくり』の施策展開の中で『社会参画活動への支援』として引き続き取り組んでまいります。

---

#### (要望事項)

##### 5 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

首都圏域に位置する本県では、全域的に都市化が進み、日常生活において大都市地域と周辺地域との格差がなくなっています。生活保護者の安定した生活を確保するため、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけることを要望します。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、生活保護者の更生医療等他法優先については、県による町村への支援策を講ずるよう要望します。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

生活保護における級地区分については、地域の実情を十分勘案した見直しを行うよう、これまでも国に要望しており、「平成24年度 国の政策・制度・予算に関する提案」においても国に要望しております。

更生医療は生活保護よりも優先される国制度であることから、町村の負担分がありますが、生活保護世帯における人工透析にかかる更生医療の町村負担分については、特別交付税の算定の基礎になっており、町村へ交付されることとなっております。県としては、引き続き国の動向を注視してまいります。

---

#### (要望事項)

##### 6 観光地における国・県設置の公衆トイレへの身体障害者用オストメイト対応装置の設置について

近年、障害者の社会参加が増加している中、県内には多くの観光客が来訪しており、その中には障害者の旅行客も含まれていることから、観光地の町では、町が設置しているトイレについては、オストメイトに対応した整備を図っているところです。

つきましては、国・県が設置している公衆トイレについても、身体障害者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置を要望します。

#### ＜措置状況＞（環境農政局・保健福祉局・県土整備局）

平成20年12月に福祉の街づくり条例を改正し、みんなのバリアフリー街づくり条例として平成21年10月1日に施行しました。改正条例の整備基準においても、公共的施設にトイレを設置又は改修する場合は、車いす使用者などの障害者や子どもを連れた方をはじめ、だれもが利用しやすいトイレ（みんなのトイレ）を設置することを義務付けております。さらに、今回の改正により、「みんなのトイレ」におけるオストメイト対応の洗浄装置の設置を、「望ましい水準」から「設

置義務」としましたので、今後とも条例の適正な運用に努めてまいります。

富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）内における、県が管理する公園施設としての公衆トイレは、利用形態と立地条件を考慮しながら人と自然にやさしい仕様について検討しております。従来は身体障害者用の整備を進めておりましたが、オストメイトに対応する洗浄装置は4か所に整備されております（恩賜箱根公園は平成22年度に整備）。

なお、県管理道路に設置しているトイレのオストメイトに対応した整備については、トイレ施設の老朽化に伴う更新時などに併せて、検討してまいります。

## 5 保健医療・衛生対策の充実

### （要望事項）

#### 1 地域医療体制の充実について

少子高齢化が進む中、安全で安心して子育てが出来る社会を創るために、産科・婦人科・小児科医師の確保、育成及び診療機関の新設・継続等を促進し、地域における医療体制の充実を図る施策を推進するよう、国へ働きかけることを要望します。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

医師の需給を所管する国の責任において、特定の診療科等に必要な医師を配置できる仕組みの構築など抜本的な対策を講じることや臨床研修病院の指定基準、都道府県の募集定員の上限設定について再検討を行うよう国に対して要望しております。

また、救急医療を担う医療施設や地域での救急医療確保のための取組に対し財政支援を強化するよう、国に働きかけております。

### （要望事項）

#### 2 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について

少子化対策の拡充が社会的要請として呼ばれている中、子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求められます。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引上げや所得制限の撤廃を要望します。

また、都道府県の補助施策にも格差が生じていることから、国による新たな統一的な助成制度の創設を働きかけるよう、重ねて要望します。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

小児医療費の助成制度については、子どもの健全育成と、保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っております。

この制度に関しましては、平成17年4月に、安定的かつ継続的な運営を図るため、一部負担金の導入や対象者の見直しなど、全市町村から、県に対して、要望が出されたところです。

一方、国では、平成20年4月に、子育て費用の負担軽減のため、医療費の自己負担を2割とする軽減措置を、3歳未満から小学校就学前まで拡大をいたしました。

また、小学校就学前までの児童については、医療機関へ受診する機会が、他の年齢層に比べて特に多くなっていることから、県では、小児医療費助成事業については、平成20年10月に、市町村への補助を小学校就学前まで拡大したところです。

県の補助制度は、市町村と協議し、平成20年度に見直しをしたばかりでありまして、また、厳しい財政状況を踏まえますと、県や市町村に新たな財政負担を伴う制度改正は、難しいと考えております。

また、小児医療費助成制度については、次世代育成支援対策の観点から、国において統一的な公費負担制度を創設すべきものと考えており、県においても、「平成24年度 国の施策・制度・予算に関する提案」において、既に要望したところであります。

今後も、国との制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

### （要望事項）

### 3 保健・予防事業に対する財政支援について

母子健康診査事業の国庫補助負担金が廃止され、また基本健康診査や健康教育事業などの保健事業の交付基準額引下げにより実質的に補助負担金額の引下げが行われるとともに、県単独補助についても廃止又は削減が行われています。このような措置は、実質的な市町村への負担転嫁と言えます。さらに、予防接種に要する費用についても、法の規定により市町村が実施すべき予防接種は全ての負担を余儀なくされています。

地域における健康日本21の推進、健康増進法に基づく健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が求められるなど、市町村が果たす役割はますます大きくなっています。

つきましては、保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図り、併せて予防事業の確実な実施に向けて、県の財政支援を強く要望します。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

市町村は住民に一番身近な自治体であり、地域における住民の健康づくりの推進役であることから、市町村が事業を円滑に実施できるよう、県では平成13年2月に策定した「かながわ健康プラン21」に、県民が取り組む健康づくりの目標として「かながわ健康10か条」として取りまとめるとともに、「かながわ健康プラン21推進会議」を設置し、プランの推進をとおして市町村の健康づくりの環境整備を図っております。

県では、平成23年7月に行った「平成24年度 国の施策・制度・予算に関する提案」において、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種化、及び定期接種化に伴う財源措置については既に定期接種の対象となっているワクチンを含め、抜本的な見直しを行い、国の責任により、必要な財源の確保をするよう要望しております。

国は、平成23年度末としていた市町村の子宮頸がん等ワクチン接種事業の補助のための「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金」について、その終期を平成24年度末まで延長するために必要な予算の計上を盛り込んだ平成23年度第4次補正予算案を、平成24年2月8日に国会で議決しました。

現在、国では、厚生科学審議会感染症分科会の予防接種部会において、予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方や接種費用の負担のあり方について検討を進めているところです。

今後とも引き続き、他の都道府県とも連携して、予防接種事業において市町村の財政負担が軽減されるよう国に要望してまいります。

---

#### （要望事項）

### 4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っていますが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っています。このため、これらの事業に伴う国保の財源である療養給付費等負担金の減額措置については、廃止するよう国への働きかけを要望します。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

障害者、小児の医療費助成、ひとり親家庭等を対象とする地方単独事業が地域福祉に果たす役割は大きいことから、国保の国庫負担金減額措置の廃止について、引き続き国に要望してまいります。

---

#### （要望事項）

### 5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、保険医療制度の見直しや対象者の増加などに伴い事業費が増加しており、制度の安定的な運営を図るため、県と市町村が一体となって「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、見直しが行われたところです。

しかしながら、一部負担金の導入、対象者や所得の制限においては、実施主体である各市町村において、助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じることを危惧しています。

つきましては、今後この格差が縮小するよう県の主導により改善策を実施していくように、ま

た、併せて、法律等に基づく全国統一した助成制度を構築するよう、国への働きかけを要望します。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

重度障害者医療費助成制度の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度全市町村からの要望に基づき、「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、県と市町による検討会を設置し検討を重ねた経緯があります。その検討結果が、平成19年3月に報告書として県に提出され、その後、各市町村長や障害者団体等との意見交換を実施し、平成19年9月に県としての方針決定をし、見直しを行ったものですので、見直しの趣旨を御理解いただくよう引き続き市町村と話し合ってまいります。

また県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであります。今後も引き続き要望してまいります。

小児医療とひとり親医療費の助成制度については、従来から所得制限を設けており、今回の見直しでは、新たに一部負担金を設けました。小児医療費助成は、平成20年10月から改正し、通院の対象年齢を3歳未満から小学校就学前まで拡大し、ひとり親医療費助成については、平成21年1月から年齢延長対象の拡大など実施してまいりました。

県の補助制度は、市町村と協議し、平成20年度に見直しを行ったところであります。また、現在の厳しい財政状況を踏まえますと、県や市町村に新たな財政負担を伴う制度改正は、難しいものと考えております。

また、県は、全ての子育て世帯や障害者、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国として、全国一律の制度を実施すべきと考えております。既に「平成24年度 国の施策・制度・予算に関する提案」において、統一的な公費負担制度を創設するよう国に要望しており、今後も引き続き国に対して働きかけてまいります。

---

#### （要望事項）

#### 6 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種法の改正に伴い、国及び都道府県の負担の範囲が臨時予防接種事業に限ることとされたため、市町村の財政負担は増大する一方となっています。

つきましては、このような新たな地方への負担を伴う施策については、地方の意見を十分に聞いた上で実施するとともに、その費用の負担については、従来の事業に加え、高齢者のインフルエンザ予防接種等定期の予防接種も含めて国及び県の負担の範囲とするよう、国への働きかけを重ねて要望します。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

県では、平成23年7月に行った「平成24年度 国の施策・制度・予算に関する提案」において、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種化、及び定期接種化に伴う財源措置については既に定期接種の対象となっているワクチンを含め、抜本的な見直しを行い、国の責任により、必要な財源の確保をするよう要望しております。

国は、平成23年度末としていた市町村の子宮頸がん等ワクチン接種事業の補助のための「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金」について、その終期を平成24年度末まで延長するために必要な予算の計上を盛り込んだ平成23年度第4次補正予算案を、平成24年2月8日に国会で議決しました。

現在、国では、厚生科学審議会感染症分科会の予防接種部会において、予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方や接種費用の負担のあり方について検討を進めているところです。

今後とも引き続き、他の都道府県とも連携して、予防接種事業において市町村の財政負担が軽減されるよう国に要望してまいります。

---

#### （要望事項）

#### 7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について

肝炎対策基本法には、肝炎の被害に対する国の責任と関係組織それぞれの責務が規定されていますが、肝炎から肝がんへ進行した場合や他の合併症を併発した場合の費用についても、国の責務とすることを強く要望します。

また、生活保護世帯を含めた当該患者への対応が障害者自立支援法の規定による更生医療費の対象となっていることは、町村における医療費負担を増大させるものであり、早急な見直しを重ねて強く要望します。

＜措置状況＞（保健福祉局）

現在、国と県の負担において、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療に対する医療費助成を行っております。

また、当該治療の中止を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療に関して、助成の対象になっております。

「肝炎対策基本法」では、肝硬変及び肝がんに関する施策の実施等が規定されており、また、平成23年5月に国が策定した「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」においては、肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する更なる支援のあり方について検討するとあることから、国の今後の動向を見守ってまいります。

更生医療は、生活保護よりも優先される国の制度でありますので、町村の負担分がありますが、県としては、引き続き国の動向を注視してまいります。

---

（要望事項）

8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について

国、県では「不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」を実施しており、平成23年4月からは助成の拡大が図られ、体外受精及び顕微授精の保険外費用について、1回の治療につき15万円を限度に助成し、申請1年度目の方は年3回まで、2年度目以降の方については年2回まで、助成年度を通算して5年度、通算10回までとなりました。

しかしながら、妊娠しても流産や死産を繰り返し、出産に至らない「不育症」の治療については、医療保険が適用される一部の検査を除き、大部分は保険適用外となっており、経済的な面を始めとするさまざまな理由によって出産をあきらめざるを得ないという実態があります。全国的には独自財源により先駆的に治療費の助成を行っている自治体もありますが、まだまだごく少数であり、厚生労働省や自治体に対し、治療費の保険適用や助成金の支給について多数要望が寄せられているところです。

つきましては、不育症・不育症治療の保険適用の早期実現並びに不育症治療の助成制度の創設について国へ働きかけるとともに、県においては不妊治療支援事業のさらなる拡充を図ることを要望します。

＜措置状況＞（保健福祉局）

県では高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、平成16年10月から治療費に要する費用の助成を行っているところです。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、引き続き、国に対して要望してまいります。

不育症については、現在、厚生労働省の研究班で研究が進められており、不育症のリスク因子、治療法別の治療成績、不育症の治療を行っている医療機関の情報などが報告され、平成23年10月から、こうした研究成果を県のホームページで情報提供しております。

今後、関係機関と連携し、不育症の検査ができる県内医療機関の情報を提供するとともに、相談窓口を設置し、不育症に悩む方への支援を図ってまいります。

---

（要望事項）

9 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、自立支援医療（更生医療）において給付することとされており、保健福祉事務所を持たない町村において、新たな負担が生じることとなっている。生活保護世帯においては医療保険の適用がなく、人工透析に係る医療費は、非常に高額で年額では大きな負担となっています。

このうち、町村の負担は4分の1となっておりますが、財政規模の小さい町村においては、予算の確保が厳しくなっており、特に年度途中での対象者の増加による場合はより一層厳しい状況

となっております。

また、生活保護世帯の心臓手術など他の更生医療費についても同様であり、早急な見直しを強く要望します。

＜措置状況＞（保健福祉局）

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、生活保護制度における他法他施策優先の基本原理に基づき、自立支援医療（更生医療）により対応することとされております。平成18年12月に、全国知事会会長から人工透析費用の負担方法の見直し方針を撤回するよう国に要望が出されておりますが、これまでのところ取扱いの変更はありません。

生活保護世帯における人工透析に係る更正医療の町村負担分については、特別交付税の算定基礎となっており、町村へ交付されることとなっておりますが、心臓手術など他の更生医療費の町村負担の軽減と併せ、引き続き国における検討の動向を注視してまいります。

---

（要望事項）

10 ドクターへり運営費に係る市町村負担金の見直しについて

本県におけるドクターへりの運営費については、平成13年11月に開催された「ドクターへり事業打ち合わせ会」において、県から「財源負担の仕組み（当時＝国4/6、県2/6）が変更された場合の事業費については、国の負担分を除き、県及び市町村で負担する」との基本的な考え方が示され、その後、平成16年度から国の負担割合が変更（4/6→3/6）された際に、国の削減（1/6）分は市町村が負担することとなり、現在に至っているものです。

この間、国では「ドクターへり特別措置法」が成立し、平成20年6月には、「ドクターへりを含む救急医療体制の一層の整備」を盛り込んだ「経済財政改革の基本方針2008」が閣議決定され、県負担分については地方交付税で措置されることとなりました。

しかしながら、財源措置が「普通交付税」であり、必ずしも本事業に使用されているとは言い難いことから、平成21年3月の「特別交付税に関する省令の一部改正」において、都道府県負担分の2分の1を特別地方交付税で措置することとされたところです。

ドクターへりを利用する方は必ずしも地元の住民とは限らず、また、三次救急医療の確保については県の役割であると認識しており、さらに、市町村が事業費の一部を負担している都道府県は、全国的に見ても稀有な例となっております。

このように、ドクターへり運営費に係る財源措置については、本県でドクターへりを導入した当時とは、大きく状況が変化していることから、運営費に係る市町村負担について、廃止もしくは負担割合の見直しを行うよう要望します。

＜措置状況＞（保健福祉局）

ドクターへりに関する特別地方交付税措置については承知しておりますが、救急搬送は市町村の業務とされている中で、ドクターへり事業は、市町村域を越えた救急搬送体制の整備という事業の性格を踏まえ、県市長会と県町村長会等の要請を受け、県及び市町村で事業運営費を負担することを基本的考え方として開始したものであると認識しております。

県としては、救急医療システム全体を通じ県と市町村の協調体制のもと、今後も運営を行っていきたいと考えております。

---

（要望事項）

11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況です。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになります。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（保健福祉局）

御要望の点について、県において制度化することは、厳しい財政状況から困難ですが、高度浄水施設整備や水道管路近代化推進事業などについては、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところです。

なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める、安全でおいしい水の提供に欠かせない、有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製水道管の取り換え工事は、水質基準の強化もあり、早急に整備する必要がある重要な事業です。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の増嵩は大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設を要望します。

<措置状況> (保健福祉局)

御要望の点について、県において制度化することは、厳しい財政状況から困難ですが、鉛製の導水管、送水管、配水管の更新事業については、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところです。

なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう、引き続き国に要望してまいります。

## 6 都市基盤等の整備促進

(要望事項)

1 道路の整備促進について

県内各地域を通る都市計画道路が計画され、順次整備されていますが、いまだ未整備箇所も多く、地域の交通渋滞を招くとともに、地域生活道路に通過車両が入り込むなど、良好な生活環境が脅かされています。道路整備の促進によって交通渋滞の緩和や計り知れない経済効果が期待されるので、早期にさがみ縦貫道路等の都市計画道路（国道及び県道）の整備を促進するよう要望します。

また、幹線道路及び生活道路の新設、改良等、整備の促進を要望します。

<措置状況> (県土整備局)

さがみ縦貫道路については、沿線市町全てにおいて、国及び中日本高速道路株式会社により工事が進められており、平成23年8月に、一部区間について開通目標を平成24年度から25年度に変更するなど、国から発表されております。

県としては、さがみ縦貫道路の開通目標を遵守する事について、引き続き国等の関係機関に強く働きかけてまいります。

また、道路の整備については、地域の実情を踏まえつつ、緊急性や投資効果等を総合的に勘案して、地元の協力を得ながら推進してまいります。

(要望事項)

2 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また、自然環境保全のためにも急務であるため、改修、復旧事業の拡充等、築堤を含めた河川の整備促進を要望します。

また、河川敷へのごみの不法投棄と枯草火災が発生しているので、管理者として積極的に対処するよう強く要望します。

さらに、中小河川の河口周辺は県が実施した津波沿岸到達予測でも津波による甚大な被害が想定されるので、早急な整備の検討と実施を要望します。

<措置状況> (県土整備局)

河川の整備については、今後とも推進に努めてまいります。

河川敷へのごみの不法投棄対策については、パトロールの実施や警告看板・車止め柵の設置等による未然防止策と、散乱ごみの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めております。また、枯草火災対策については、必要に応じ除草を実施しております。

津波の河川遡上対策については、平成24年3月に公表予定の津波浸水予測図の見直し結果を踏

まえ、それぞれの河川や地域にふさわしい対策に関して、その効果や費用はもとより、景観や周辺環境に与える影響など、様々な観点から検討を進めてまいります。

(要望事項)

3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

この度の東日本大震災と同様、本県も地震の切迫性が叫ばれております。

県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進及び県民の生命、財産を積極的に守るための手段の配慮を要望します。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に至らない危険箇所も数多くあることから、早急に調査を行うとともに、整備についても積極的に実施することを要望します。

<措置状況> (県土整備局)

急傾斜地崩壊対策工事は平成22年度より交付金事業となりましたが、採択基準の緩和については、予算要望時等に国に対して要望しております。今後も機会あるごとに働きかけてまいります。

県単独事業による対応については、平成9年度より、がけの高さ5m以上・保全人家5戸以上まで工事採択基準を緩和し、危険度が高い所から順次工事を実施しております。

今後も危険度の高い所を優先し、工事を実施してまいります。

(要望事項)

4 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけるよう要望します。

(1) 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げ

<措置状況> (県土整備局)

御要望の点については、継続して国に要望してまいります。

また、この他、首都圏整備促進協議会を通じた要望や、用地対策連絡協議会を通じて制度の改善を要する事項として、国に対して報告しております。

(要望事項)

(2) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減

<措置状況> (県土整備局)

御要望の点については、継続して国に要望してまいります。

また、首都圏整備促進協議会を通じても、国に継続要望しております。

---

## 7 教育振興対策の推進

---

(要望事項)

1 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤です。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っています。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけるよう要望します。

<措置状況> (教育局)

義務教育費国庫負担金については、現行の制度のもとでは、対象範囲が堅持されるよう、また、見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう、平成23年7月に県として国に要望しております。

今後とも、国に対して働きかけていくとともに、国等の動向を注視してまいります。

## (要望事項)

### 2 教育指導体制の強化について

(1) いじめ、不登校問題など教育課題の山積は、町村部でも大きな課題であり、町村の乏しい財政力では、市と町村の教育力の格差が生じている。

したがって、「個に応じたきめ細やかな教育」や県内の町村の教育が大きな市と同じに維持・展開していくためにも、県教育委員会とのパイプ役を担っている県単充て指導主事の町村分配置を従来どおり継続すること。

また、本来適切で豊かな教育の実現のために、小中学校における教職員定数を根本から見直すことについて、国に働きかけること。

#### <措置状況> (教育局)

本県では、教育行政の推進と市町村の財政力に左右されない義務教育の平準化を図るため、平成3年度までに全市町村に充て指導主事を県単措置として配置してまいりましたが、その後、県と市町村の適正な役割分担という観点から、平成18年度までに市分については廃止し、現在は町村にのみ各1名を配置しております。

しかしながら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正においては、特に人口規模が小さい市町村において指導主事の設置が進んでいないことを踏まえ、市町村教育委員会の事務局に指導主事を置くことが規定され、市町村は指導主事の設置に努めることが明確にされたところです。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第19条第2項、平成20年4月1日施行)

このように、市町村教育委員会に配置する指導主事は、本来、当該市町村が事務局定数の中で措置するものとされております。

町村支援については、現在、各町村教育委員会の意見を伺いながら、充て指導主事廃止後の具体的な支援策について提案し、調整を進めているところです。

また、いじめや不登校など様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国に要望してまいります。

---

## (要望事項)

(2) スクールカウンセラーは、中学校の保護者を中心に、児童生徒、教職員の相談をはじめ、不登校の児童生徒宅への家庭訪問、発達障害のある児童生徒への対応、エンカウンターの実施、教職員研修と幅広く活動し、不登校問題から非行への対応、人間関係の構築等、多岐に渡り効果を上げつつある一方で、小学校では発達障害等による授業離脱、集団不適応など課題も多く、保護者・児童生徒・教職員から専門職の支援を望む声が多く寄せられる等、スクールカウンセラー配置の需要が高まっている中、依然として、活動時間が足りずケースに対応しきれない状況が生じているので、中学校への派遣日数を拡大するとともに、小学校にも中学校同様、専属のスクールカウンセラー、またはスクールソーシャルワーカーを派遣すること。

#### <措置状況> (教育局)

スクールカウンセラー等配置活用事業については、政令市及び3学級未満の学校を除く全ての中学校にカウンセラーを配置し、校区内の小学校にも対応できるようにしておりますが、国庫補助が平成20年度に2分の1から3分の1に削減されたことや県財政の状況から、現行制度の中で新たに小学校へ配置を拡大することは困難な状況にあります。

なお、本県では、スクールカウンセラーの標準法における算定などについて、国に要望しております、今後も継続して要望してまいります。

また、平成21年度から各教育事務所に配置しているスクールソーシャルワーカーにつきましても、スクールカウンセラー同様配置の拡大は難しい状況にありますが、平成23年度には国の基金を活用してスクールソーシャルワーカー・サポーター派遣事業を実施するなど、小学校においても各学校の状況に応じて関係機関と連携した即時的・重点的な支援が充実するよう、制度の工夫・改善に努めております。

---

## (要望事項)

### 3 少人数学級編制の実現について

学級編制基準見直しが行われ、少人数学級編成に向かっているが、児童生徒指導上の課題や学

習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、更なる学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望します。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望します。

＜措置状況＞（教育局）

学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）に基づき、40人を基本としておりますが、平成16年度から市町村教育委員会と連携し、研究指定校という形で小学校第1学年を対象に一部の学校において35人学級編制を開始し、順次対象学年を拡大してまいりました。

また、平成20年度からは、児童・生徒の実態に応じた、よりきめ細やかな指導の必要性や市町村等からの要望を踏まえ、対象学年を小・中学校とも全学年に拡大いたしました。

しかしながら、少人数学級のための教員加配を県単予算で措置することについては、現在の非常に厳しい財政状況のもとでは困難であります。

なお、平成23年4月の標準法の一部改正では、小学校第1学年の学級編制の標準が、40人から35人に引き下げられましたが、平成24年度政府予算案では、小学校第2学年の35人以下学級について、標準法の改正によらず、36人以上学級の解消に必要な定数を加配することとされております。

本県としましては、標準法の改正等について、国の動向を注視しつつ、いじめや不登校などの様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国に要望してまいります。

---

（要望事項）

4 特別支援教育の推進に係る体制整備について

障害のある児童生徒の教育については、一人ひとりに適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が図られたが、現状においては、通級学級開設基準人数の引下げや教員の加配等もないで、特別支援教育推進体制の整備が大変難しい状況にあります。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的な措置を国に働きかけるよう要望するとともに、県においても、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員を配置するなど、人的、財政的支援策を講ずるよう要望します。

＜措置状況＞（教育局）

小中学校の通常級に在籍する配慮を要する児童生徒に対応するため、平成19年度から非常勤講師を配置し、多様な教育ニーズに応じた教育相談と校内支援体制の充実を図っております。

また、特別支援教育と不登校への対応を兼ねた「教育相談コーディネーター」の養成講座を平成16年度から開始し（政令市、中核市を除く）、平成19年度で県内全公立小中学校において、各1名の教育相談コーディネーターが指名されました。今後とも継続して講座を実施し、各学校に複数の教育相談コーディネーター養成講座の受講修了者を配置できるよう取り組んでおり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の支援においては、特別支援学校の地域センター機能を活用して、小中学校への支援を行っております。

特別支援教育の充実に向けた体制整備等について、引き続き国に要望してまいります。

---

（要望事項）

5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ児童を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっています。この国庫補助額を出来る限り3分の1へ見直すよう、国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（教育局）

幼稚園児のいる家庭の保護者負担の軽減については、国において幼稚園就園奨励費補助を実施しておりますが、補助制度の充実については、全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会において国に要望しております。

---

#### (要望事項)

##### 6 社会教育施設（公民館）の整備に対する補助制度の拡充について

社会教育法第35条では、「公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助する」ことになっています。社会教育、生涯学習の推進が叫ばれている今日、社会教育施設は、団塊の世代が定年を迎える公民館機能の充実が増していることから施設整備が大変重要になっていますので、国へ施設整備に関する補助制度の新設を強く働きかけるよう要望します。

また、現在、公民館建設に関する補助金は、県単独の市町村振興メニュー事業補助金のみで、小規模の町村が公民館を新たに建築することは大変厳しい状況にあることから、公民館施設整備を対象とした補助制度の拡充を要望します。

##### <措置状況>（総務局、教育局）

国に対しては、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会の「国の施策並びに予算に関する要望」において、生涯学習及び社会教育の振興・充実を要望しておりますが、今後も引き続き働きかけてまいります。

市町村振興メニュー事業補助金については、平成24年度から、市町村の広域連携の推進に向けた財政的支援の重点化及び地域の実情に応じた補助制度の構築等のため、これを抜本的に見直し、新たに市町村自治基盤強化総合補助金を創設することとしております。限られた財源の中で、広域連携への財政的支援の重点化等を図るため、公民館等の施設整備については、広域的な利用が図られる場合等を除き、原則として補助対象外となります。

なお、国の施設整備に関する補助制度については、平成10年度から地方交付税による措置に変更されております。

---

#### (要望事項)

##### 7 養護学校の通学に関する支援について

県立養護学校では、小等部・中等部の児童・生徒については、スクールバスが運行されていますが、高等部生徒については、スクールバスの利用規約上は利用できるようになっているにも関わらず、現実的には利用できない状況です。

このため、高等部生徒については、公共交通機関を利用した自主的な通学となっており、障がいの関係から自主通学ができない生徒は、保護者が毎日送迎を行っているため保護者に相当な負担がかかっています。

つきましては、小等部・中等部と同様に、高等部も自主通学ができない生徒のためにスクールバスの運行を要望します。

##### <措置状況>（教育局）

スクールバスの利用対象は、原則、義務教育段階の児童生徒及び肢体不自由教育部門の高等部生徒となっておりますが、知的障害教育部門の高等部生徒については、将来の自立に向けた教育の意義から、座席に余裕がある場合のみ、学校の判断により乗車を許可しております。

スクールバスについては、現在のところ、肢体部門の長時間乗車対策を優先して増車配置しており、平成24年度は、特別支援学校7校に計7台のスクールバスを増車するとともに、今後も必要な台数の確保に努めたいと考えております。

---

#### (要望事項)

##### 8 小規模学童保育の国庫補助対象の充実について

少子化が進んでいる町村部の小規模な小学校においても、共稼ぎ世帯・ひとり親世帯が増加し、学童保育室の需要が減ることはありません。少人数であっても、児童の安全確保のためには二人の指導員が必要です。また、その人件費を保護者に課すことは、他の学童保育室とのバランスを欠くこととなります。

つきましては、現在の国庫補助基準では児童数が10人未満のクラブは補助対象外となっていますが、この制限を撤廃し、少人数のクラブも対象とするよう強く要望します。

##### <措置状況>（保健福祉局）

国庫補助基準を満たす放課後児童クラブへの国庫補助導入に優先的に取り組んでおります。

国庫補助制度では、利用児童数が10人以上であることが要件となっているため、「全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会」による国への要望において、「10人未満のクラブに対する補助制度を創設すること。」を要望しております。

なお、国の平成24年度当初予算要求では、「地域型保育・子育て支援モデル事業（仮称）」として、小規模保育事業に10人未満の小規模放課後児童クラブを併設する場合の補助制度が新たに位置付けられております。

### III その他地域要望

#### 1 三浦半島地域

##### （要望事項）

###### （1）「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有しています。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付け、この内の特に良好な自然環境を有する地区については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切である旨の回答とあわせ、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の回答を受け、本町の緑の基本計画の改定を平成17年度に実施し、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定を位置付けたものです。

また、県においても次期神奈川県力構想「地区計画」において、平成19年度から取り組む主要施策として位置付けていることから、今後、指定区域の検討作業、関係機関との調整等、具体的な指定作業を推進していただき早期実現を要望します。

##### ＜措置状況＞（環境農政局）

「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定については、県としても、広域的緑地の保全の観点から、その必要性や地権者等の意向も踏まえながら、地元市町からの具体的な提案に応じて、指定に向けての取組を含め、必要な調整と支援を行ってまいります。

#### 2 湘南地域

##### （要望事項）

###### （1）旧吉田茂邸の再建について（大磯町）

県立大磯城山公園の拡大計画区域内に存する旧吉田茂邸の本邸跡地に建築する建物につきましては、地域活性化の拠点施設とすべく、当町としても再建費用等に充てるための寄附金を全国に呼び掛け、資金面での協力をしているところです。

つきましては、県におかれましても、再建に向けて「旧吉田茂邸再建検討会議」等を設置し、多角的に検討をしてきたところですが、再建における財源の確保並びに再建にあたりましては、地元住民の意見を尊重し、早期に再建像を示していただくなど再建に対し国・県・町と一体となって取り組まれますよう要望します。

##### ＜措置状況＞（県土整備局）

県では、これまで、事業用地の取得や庭園の整備等、県立都市公園の拡大整備に取り組んでおります。建物については、府内検討会議や専門家による検討委員会を立ち上げ、多角的な検討を進めるとともに、町が設立した基金に対して、多くの方からの浄財が集まるよう、県としてもシンポジウムの開催やメディア等を通して、町の募金活動に協力してまいりました。

建物の再建については、内容等について県民の合意形成を図りながら、国庫補助制度の採択も視野に入れ、具体的な利活用計画なども検討する必要があると考えております。

財団法人吉田茂国際基金から受けた多額な寄附なども踏まえると、再建に向けた県と町の役割

分担や利活用の方法などを具体的に調整する時期に来ております。今後、早急に大磯町と再建の進め方を検討してまいります。

なお、大磯には、旧陸奥宗光邸などの歴史的邸宅群があることから、旧吉田茂邸も含め、大磯町のまちづくりについて、町として検討をお願いしているところです。

---

(要望事項)

(2) 東海道新幹線新駅誘致並びにツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について（寒川町）  
新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティのまちづくりは、寒川町はもとより、県央・湘南都市圏の発展と、県土の均衡ある発展のために、必要不可欠な事業と考えています。

寒川町でも現在、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会等での誘致活動をはじめ、県・平塚市・寒川町がそれぞれの役割をもって事業実現に向けた取組を鋭意進めているところですが、その一方で事業に伴う財源確保は大きな課題となっています。

県においても、地元の状況等を理解いただき、財政的支援に尽力いただけるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

新幹線新駅誘致については、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会による誘致活動に加え、県としても国等関係機関への要望活動を行っているところです。

JR東海は、新駅誘致の要望に対して、「リニア中央新幹線完成後には、東海道新幹線のダイヤの過密度が緩和されるため、新駅設置の余地は高まる。」と回答しており、また、リニア中央新幹線については、平成23年5月の交通政策審議会中央新幹線小委員会による国土交通大臣への答申後、国土交通大臣が「整備計画」を決定し、JR東海へ建設を指示するなど、法手続きが着実に進んでおりますので、この機会を逃すことがないよう、引き続き新駅誘致の実現に向けた取組を進めてまいります。

また、ツインシティのまちづくりについては、平塚市大神地区及び寒川町倉見地区において、面整備の説明会や戸別訪問を行い、精力的に調整を進めた結果、多くの方々の賛同をいただいております。県は、引き続き、寒川町・平塚市とともに地元の皆様と協議を重ねながら、早期の都市計画決定に向けた取組を進めてまいります。

ツインシティ倉見地区のまちづくりについては、現在、寒川町において都市計画決定に向けた地元や関係機関との調整が進められているところであり、今後は、早期にまちづくりの内容を固めていただき、その上で、県・町それぞれの役割分担についても調整していきたいと考えております。

---

(要望事項)

(3)（仮称）湘南台寒川線の整備推進について（寒川町）

（仮称）湘南台寒川線は、寒川町北部地域と藤沢市湘南台方面とを結ぶ東西交流幹線道路として、県の「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、また平成24年度開通を目指す「さがみ縦貫道路」へのアクセス道路として重要な役割を果たす道路でもあり、さらに、東海道新幹線新駅誘致と連動して進めるツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路でもあります。

当該道路整備につきましては、これまで県・町間で様々な協議を重ね、協力をいただけてきましたところです。

そうした中、ルート選定につきましては、本町では当該道路の交通機能の役割を第一に考えながらも、地域コミュニティ・環境・地元企業への影響を考慮した結果、さがみ縦貫道路の（仮称）寒川北IC南約200m付近で県道相模原茅ヶ崎線に接続するルート（いわゆる「南ルート」）で意思決定をしており、早期の都市計画決定を目指しているところです。

当該道路の主要目的である東西交流幹線の役割を担い、（仮称）寒川北ICへのアクセス機能を持ち、且つ地元の負担が最も少なく理解を得やすい「南ルート」での整備が経済的且つ現実的であり事業実現性が高いと考えております。県におかれましても当該道路の町域への影響を十分に考慮いただき、当ルートにて財政的支援を含めた整備促進に尽力いただきますよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

（仮称）湘南台寒川線は、ツインシティの都市づくりを進めていく上で重要な路線であり、また、さがみ縦貫道路と接続し、湘南地域の東西方向の連絡を強化する路線としても重要な役割を

果たすものと考えております。

県としても、平成17年12月の寒川町及び藤沢市からの整備要望を受け、路線としての重要性や機能を考慮して、さがみ縦貫道路の（仮称）寒川北ＩＣと直結するルートを前提に「かながわのみちづくり計画」に新規事業箇所として位置付けております。

（仮称）湘南台寒川線の整備を推進する場合、一番大事な交通処理、交差点の処理等を考えますと、御要望の「南ルート」に比べ、（仮称）寒川北ＩＣへのアクセス機能が高い同ＩＣと直結するルートが適切と考えますので、寒川町及び藤沢市と調整してまいります。

今後とも、都市計画決定に向けて、市町に対し、必要な技術的支援を行ってまいります。

---

#### （要望事項）

##### （4）小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について（二宮町・中井町）

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因是、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどが原因と考えられます。

周辺市町の都市化に伴い、ますます交通量の増加が危惧される事態となっています。

つきましては、これらのこと考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の視点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう、国への働きかけを要望します。

また、神奈川県住宅供給公社による当該地と近接する小田原市や中井町での開発計画が予定されていることなどから、県におかれましては、開発地区の土地利用について十分に考慮いただくとともに、開発に当たっても、県当局の特段の指導と支援を要望します。

##### ＜措置状況＞（県土整備局）

小田原厚木道路の二宮インターチェンジについて、まずは、安全対策等について、中日本高速道路株式会社に伝えてまいります。

---

#### （要望事項）

##### （5）西湘バイパス下り線ランプの設置について（大磯町・二宮町）

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な課題があると認識していますが、国道1号線の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から、二宮インター又は橋インタ下り線ランプを視野に入れた整備を要望します。

また、この地域の国道1号は、慢性的な交通渋滞を引き起こしています。このことが原因となって、国道1号を走る路線バスの定期運用が難しくなってきていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって、路線バスの廃止に拍車を掛ける要因にもなっています。そこで、高速道路無料化社会実験計画に基づき平成22年6月から西湘バイパスの通行料無料化が開始され、6月19日で終了しますが、国道1号の渋滞緩和や経済活動などの円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間帯だけでも無料化を継続するよう要望します。

##### ＜措置状況＞（県土整備局）

西湘バイパス西湘二宮インター又は橋インタ下り線ランプの設置については、ご要望の趣旨を国及び中日本高速道路株式会社に伝えておりますが、国及び中日本高速道路株式会社より、地形の制約や事業計画の観点から、早急な対応は困難であると聞いております。

また、今後の料金施策について、国は、「高速道路のあり方検討有識者委員会」において、今後の料金制度のあり方に関する中間取りまとめを発表しており、県としても、国の動向を注視しつつ、一体的に利用しやすい料金体系を構築することなど、高速道路ネットワークを最大限利活用する料金制度の導入について、国や高速道路会社に働きかけてまいります。

---

#### （要望事項）

##### （6）自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（大磯町・二宮町・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、そこに住む人々の生活に溶け込んだ川として親しまれています。3町では、この葛川の流れを守り、まちづくりに活かそうと、平成14年に「葛川サミット」を立上げ、これまで啓発活動等、様々な活動を行ってきました。また、これらの活動と並行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力し、取組みを行う体制が整いつつあるところです。葛川サミットの目的の一つには、葛川に清流を取り戻すことが掲げられており、昨今は下水道整備やボランティアの清掃活動から、葛川の水質は改善の傾向にあります。

県におかれましては、護岸や遊歩道の整備等、清掃活動に対する支援や葛川サミットへ参加いたただくなど、これまで葛川サミットの活動に理解をしていただいていますが、3町の大切な自然財産である葛川が周囲の自然と調和し、流域全体が水と親しめるものとなるため、堤防への植樹や植栽など町の取組に対してや、河川改修促進及び遊歩道整備等、さらなる支援を要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

県では、沿川の自治会等に草刈りや清掃を行っていただく自治会委託制度を設けており、葛川においても地元の皆様に清掃を実施していただいております。今後も沿川市町村と連携しながら、自治会委託制度のさらなる活用や、地域で行われる河川美化活動への協力など、地域との協働を一層進め、良好な河川環境の保全に努めてまいります。

また、これまで葛川サミット等に参加し、地域の方々の御意見を伺いながら事業を進めており、今後も葛川サミットの趣旨に沿うよう、葛川の護岸等の整備を引き続き推進するとともに、河川の草刈りや清掃活動等への支援をしてまいります。

#### （要望事項）

（7）太平洋自転車道の整備について（大磯町）

相模湾の海岸線には、藤沢市から茅ヶ崎市までの国道134号自転車歩行者用道路と大磯町の大磯港先から不動川河口付近までを起点・終点とする太平洋岸自転車道が整備されています。また、これらの道路については、サイクリングやウォーキングのコースとして多くの人に親しまれています。しかし、平塚市の海岸線を含めた相模川河口付近から二宮町までの太平洋岸自転車道は、整備されておらず、住民からサイクリングロードとしての要望も多く寄せられており、健康な体づくりや青少年の健全育成の面からも整備の必要性があげられております。海岸沿い地域の一体的な整備を行うことは、県民の財産である相模湾の有効利用と共に、地域の観光・産業の振興や海岸沿いの市町の住民交流が活性化され、地域における新しい文化の発掘が期待されます。

つきましては、太平洋岸自転車道の相模川河口付近から二宮町までの未整備部分の整備について国への要望を引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

御要望の未整備区間のうち、平塚市区間については、将来、新湘南バイパスの整備に併せて、高架下に自転車歩行者道を整備する計画になっており、また、大磯・二宮町区間については、国土交通省の直轄区間となりますので、その旨を国に伝えてまいります。

#### （要望事項）

（8）大磯港の再整備について（大磯町）

大磯港の再整備につきましては、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けて取り組んでいただいている。その計画の後半に位置付けられている「賑わい・交流ゾーン」における港湾管理事務所、魚市場や飲食店等の施設整備につきましては、東日本大震災の甚大な被害を鑑み、町の防災機能の向上や産業・観光等の発展にとって、重要な施策であります。

このため、町ではその施設整備の検討を始めましたので、県におかれましても、港湾管理事務所の施設のあり方等の検討に着手していただき、早期の施設整備に向けた取組を進めていただきますよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

大磯港の港湾管理事務所等の施設整備については、東日本大震災の甚大な被害に鑑み、港湾作

業従事者や港湾利用者の津波避難対策とあわせ、地元と調整を図りながら検討を進めてまいります。

(要望事項)

(9) 梅沢海岸防潮堤等整備について（二宮町）

昨年度要望した梅沢海岸防潮堤整備につきましては、今年度において国の補助事業採択申請を予定していましたが、二宮漁港南防波堤、背後地整備を含めた二宮町が目指すところの総合的な整備ビジョンを実現する事業内容に変更します。

つきましては、引き続き、国の農山漁村地域交付金（海岸保全施設整備事業）の採択申請に向けて、国の技術的、財政的支援を強く要望します。

<措置状況>（環境農政局）

漁港区域における防潮堤などの整備については御相談いただいておりますが、引き続き必要な技術的支援や国庫補助事業の活用などについて、一緒に検討していきたと考えております。

(要望事項)

(10) 旧相模海軍工廠地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

旧相模海軍工廠地内には事業所や住宅が多数存在しており、現在も環境省で土地改変時の環境調査を実施していますが、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については国が責任を持って対応すべきと考えますので、次の措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。

また、毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害などの補償も、国が行うこと。

<措置状況>（安全防災局）

県では、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきであると考えており、事故発生時における関係省庁の連携した対応や安全対策の推進等について国へ提案しております。

また、毒ガス弾等に関しても、環境調査及び対策に努めるよう国へ要望しているところであります。

(要望事項)

イ　毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を、国の責任において確立すること。

<措置状況>（安全防災局）

御要望の点については、従来から国に要望しているところであり、引き続き制度の確立を提案してまいります。

---

### 3 足柄上地域

---

(要望事項)

(1) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について（足柄上郡）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道 255 号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期整備が期待されています。

平成 18 年度から県事業として、「酒匂川 2 号橋」の整備に着手され、平成 21 年度、酒匂川 2 号橋から国道 255 号までの区間が、「かながわのみちづくり計画」に事業化検討箇所として位置付けられました。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されますので、酒匂川 2 号橋の早期建設及び県による全区間の早期事業化を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

都市計画道路和田河原開成大井線については、県道720号（怒田開成小田原）から酒匂縦貫道路までの（仮称）酒匂川2号橋を含む延長約1km区間の早期整備に取り組んでおりますが、（仮称）酒匂川2号橋から東側への延伸については、「かながわのみちづくり計画」の中で、「事業化検討箇所」として位置付けたところです。

今後は、事業化に向けて地域の諸課題について、町と連携して検討を進めてまいります。

（要望事項）

（2）酒匂川左岸道路の延伸について（松田町・山北町）

国道255号及び246号の慢性的な交通渋滞を解消するため計画された酒匂川左岸道路は、既に小田原市から大井町まで供用開始されています。しかし、松田町から山北町の大口橋までの区間は「かながわ交通計画」に位置付けられていません。

こうした状況を踏まえ、松田町と山北町では共同で「酒匂川左岸道路北部延伸構想策定調査」を実施したところです。

本要望に対する県のこれまでの回答は、「地域間の連携強化及び効率的・効果的な交通網を形成する路線については、今後の検討課題として考えている」というものでした。

しかし平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、道路網が寸断され被災地への支援が出来ない状況が発生していることを考えると、本要望路線は災害時の国道246号の代替輸送路としても重要な路線であり、また松田町、山北町2町の安全・安心を確保する観点からも、一刻も早く「かながわ交通計画」へ位置付けることを要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

「かながわ交通計画」における一般幹線道路網には、自動車専用道路の利用圏域の拡大を図るとともに、多様な交流・連携を支え、道路ネットワーク全体の効率性を高める道路を位置付けております。幹線道路網は、安全で災害に強い県土づくりに寄与するものであることを踏まえ、御要望については、今後、本計画を見直す際に検討してまいります。

（要望事項）

（3）寄地区から秦野市への連絡道路の整備について（松田町）

寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄・神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての土佐原林道及び秦野市道であります。災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想されます。

つきましては、防災上の見地からも県道710号の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である土佐原林道を緊急車両が支障なく通行できるよう幹線整備を要望します。

＜措置状況＞（県土整備局、環境農政局）

県道710号（神縄神山）の法面保護については、防災上の観点から、緊急度の高い箇所の整備を行っており、今後も地元の御協力を得ながら事業進捗に努めてまいります。なお、拡幅整備については、今後の検討課題と考えております。

土佐原林道は、「県営林道土佐原林道の管理に関する覚書」に基づき、県と松田町が役割分担しながら、林道の整備、管理を行っており、環境が整えば松田町に管理換えてしていくこととなっております。

現在、管理換えの条件整備として、県は土佐原林道の管理区域を明確にする敷地調査を進めており、平成23年度末で完了する予定となっております。

また、林道の規格としての整備はほとんど終了しており、今後は、敷地調査と残された交通安全施設等の整備を計画的に進め、松田町と調整を図りながら早期に移管できるよう取り組んでまいります。

（要望事項）

（4）県道711号（小田原松田線）の歩道設置工事について（松田町）

県道711号（小田原松田線）歩道設置工事は、小田急線踏切から松田土木事務所までが完了し、

地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、また平成23年度より新たにはじまった松田町第5次総合計画の「将来像の実現を支える6つの柱」として位置付けている「安全で心地よい環境を育む」の実現といった面からも、県事業の成果によって町の中心市街地としての都市機能の向上と魅力の創出が着々と図られているところです。

しかしながら、新松田駅北口から主要地方道72号(松田国府津線)との接続部分までの間は、現在、狭小幅員で歩道がなく、降雨時などは大型バス等の通行により歩行が困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、県においては、これまで測量、道路詳細設計並びに歩道設置工事に向けた事業説明会等を行い、また、平成21年度より、一部用地買収に着手いただいています。

歩行者の安全と車両等の円滑な通行を確保するため、引き続き事業を推進いただくよう要望します。

<措置状況> (県土整備局)

御要望の新松田駅北口から県道72号(松田国府津)との交差点までの歩道設置については、平成21年度から事業に着手しており、今後も町や地元関係者の協力を得ながら事業促進に努めてまいります。

(要望事項)

(5) 県道711号(小田原松田線)の信号機増設について(足柄上郡)

県道711号(小田原松田線)の大井町区間における信号機につきましては、これまでに、要望箇所の7交差点のうち4箇所については設置がされたことにより、交差点部の安全確保が図られています。

しかしながら、未設置の3箇所につきましては、交差点周辺に学校や福祉施設、民間企業等が立地しているほか、多くの農地が存在し、学生や企業関係者及び地域住民が日常的に信号機のない交差点を横断している状況にあります。

こうした中にあって、近年、信号機未設置交差点周辺の町道等が整備されたこと。さらには、平成22年度には、当該道路が全線供用開始されたことから、ますます交通量が増加している状況にあり、地域からは交差点の閉鎖解除や安全対策を求める声が、これまで以上に高まっています。

つきましては、こうした状況を考慮いただき、地域住民の交通安全を確保するため、早期の信号機の設置を要望します。

<措置状況> (警察本部)

信号機の整備については、交通の安全と円滑化を図るため、交通環境、沿道環境等現場の道路状況、交通事故の発生状況や地域住民、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、県内全体の必要性を判断した上で、必要性の高い箇所から順次整備しております。

御要望の県道711号(小田原松田線)への信号機の増設については、要望のあった7交差点のうち4交差点には、交通の安全と円滑を図るため、既に設置しているところであります。

残り3交差点については、今後の県道711号(小田原松田線)の整備状況、交通実態及び交通環境の変化等により、必要性が高まった段階で交差点ごとに設置の判断をしてまいります。

(要望事項)

(6) 新東名高速道路建設に伴う、大気汚染常時監視測定局の設置について(山北町)

平成32年度に開通予定の新東名高速道路は、現東名の北側にルートが設定されています。新東名高速道路が通過する市町のなかでも、山北町は、現東名との間隔が非常に狭い区間となっており、この間に挟まれた住民にとっては自動車排気ガス等による大気の汚染状況など環境影響への関心が高く、安心、安全の生活環境の維持を非常に強く望んでいます。

また現在、県では道路状況の変化に伴う大気汚染の状況把握等を行うため、移動測定局を山北町役場に設置していますが、測定は23年度末で終了すると聞いています。

つきましては、新東名高速道路の開通前から、定期的に大気汚染の状況の観測を行うことで、開通後の新東名高速道路が環境基準に適合しているかどうかを監視し、異常があればいち早く対応をとることが可能となるように、大気汚染常時監視測定局の設置を強く要望します。

#### ＜措置状況＞（環境農政局）

県は、大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法に基づき常時監視測定局を設置して大気汚染物質の常時監視測定を行っております。この常時監視測定局は、大気汚染の状況、人口、可住地面積などを勘査して設置しております。

また、常時監視測定局のうち、大気汚染の状況の一時的な把握等を目的とする「移動測定局」については現在2局設置しており、そのうちの1局については、山北町に設置しているところです。

平成24年度以降の設置については、県域の大気汚染の状況等を踏まえて検討していくこととしております。

---

#### （要望事項）

##### （7）東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地区画整理事業について（中井町）

中井町では、東名高速道路を活用した「持続可能なまちづくり」を目指しており、先行の開発事業「グリーンテクなかい」には多くの企業が進出しています。

また、町の総合計画や都市マスタープランには、こうしたインフラや地勢を活かした一体的な土地利用を推進すべく、秦野中井インターチェンジ周辺地区の新たな都市的土地区画整理事業を位置付けるとともに、周辺市町とは広域連携による「まちづくり」のあり方等を研究、検討しています。

このことは、県の都市マスタープランに掲げた「インターチェンジ周辺などにおける計画的な産業・物流機能等の誘導策」にも合致しており、次回の線引き見直しを視野に、地権者や地域住民、関係市町との調整等を進めながら、農振農用地の除外などを含めた諸課題の解決に向け着実な事業推進を図ってまいりますので、関係部局の特段の支援を要望します。

また、当地区においては「物流総合効率法」を活用した企業進出の相談を受けており、県の関係部局とは事業化に向けた事前相談等をさせていただいているが、将来の土地利用も視野に入れたインターチェンジ周辺における建築条件（建ぺい率、容積率、高さ制限等）の緩和を要望します。

#### ＜措置状況＞（県土整備局）

中井町が、今後、当地区におけるインターチェンジを活用した「まちづくり」を行っていくにあたっては、県としましては、中井町の産業の動向、目指すべき地区の将来像、地元との調整状況等をよく伺った上で、必要に応じて調整を行ってまいります。

当該地区に「物流総合効率化法」に基づく特定流通業務施設を新設する場合は、都市計画法に基づく開発許可又は建築許可を要することとなります。その際、施設の位置、用途及び規模が、基準に合致する場合は許可が可能です。

市街化調整区域で開発許可又は建築許可を受けた場合、すべての許可に対して、法第41条等に基づき、形態制限が適用されます。これは、市街化調整区域における住宅地や農地などを含む周辺の土地への影響を最小限にとどめることを目的として行われているので、御理解のほど、よろしくお願ひします。

---

#### （要望事項）

##### （8）中井町南部地区の事業化への支援について（中井町）

中井町の南部地区32ヘクタールの土地区画整理事業については、第6回線引き見直しにおいて三度の工業系での土地区画整理事業を図る特定保留区域が認められました。

ご承知のとおり、この南部地区は国の柑橘再編対策事業として、県の強い行政指導（神奈川方式）の基に土地区画整理事業が実施されています。

既に、当地区においては区画整理事業を進めるための事前の組織も立ち上げ、関係する地権者においても事業化に向けた合意確認がなされているものの、土地区画整理事業の実施により、地権者等の経済環境は大きく変わり、事業化へのハードルは一段と高さを増し大変厳しい状況にあります。

県では、地区内に90%の土地を保有する県住宅供給公社あり方等の方針決定も示されていることを踏まえ、事業化に向けた施策の指示などを含めた積極的な取組支援を改めて要望します。

#### ＜措置状況＞（県土整備局）

神奈川県住宅供給公社保有地を含めた同地区の土地利用については、公社では進出企業の募集を行っているほか、県においては町及び公社とワーキンググループを構成し、企業や地権者の意見を聞きながら、引き続き事業化に向けた諸課題への対応を検討してまいります。

---

(要望事項)

(9) 酒匂川の河川環境の保全に向けた管理事業の拡大について（足柄上郡）

酒匂川は流域市町の住民から非常に愛され、また、神奈川県の水源としても非常に貴重な財産であります。しかしながら、酒匂川左岸の堤防区域内は、管理用道路が開放されており、車が自由に往来できるという特殊性から、不法投棄が多発している状況にあり、流域市町では、環境や景観等の改善を図るため、毎年、不法投棄物の撤去や堤防法面の草刈りを実施しています。

こうした取組によって、不法投棄も減少し、環境や景観も改善されてきていますが、平成22年度より「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金交付事業」が休止されたこともあります。流域市町においては関係する事業経費が膨らみ、大きな財政負担となっている状況にあります。

河川区域内の環境や景観の保全は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、足柄上地域の酒匂川左岸の特殊性を考慮され、不法投棄の撤去及び河川区域内の草刈り等、年間を通じた河川管理について、より一層、事業の拡大に努められますよう強く要望します。

<措置状況>（環境農政局、県土整備局）

現在の県の財政状況から、当該補助金の再開については厳しいものがありますが、補助メニューとしておりました不法投棄監視パトロールや不法投棄物の撤去事業については、平成24年度も緊急雇用事業等を活用し、市町村の事業費負担軽減に努めてまいります。

また、河川敷へのごみの不法投棄対策については、良好な河川環境を保全するため、散乱ごみの撤去等を実施しております。

また、除草や樹木伐採については、治水上や河川環境の保全上の観点のほか、河川利用や防火・防犯の観点からも実施しており、厳しい財政状況ではありますが、今後も引き続き実施するよう努めてまいります。

---

(要望事項)

(10) 鮎沢川から酒匂川水系全域を捉えた水防情報共有システムの構築について（足柄上郡）

神奈川県が管理する2級河川酒匂川は、三保ダムの建設により上流部からの土砂の流入が減少し、大雨により河床が削られ橋脚周辺の土砂の流出等の事態が発生しています。

神奈川県域内での降雨は三保ダムによって流量調整が可能ですが、静岡県域での降雨は鮎沢川からそのまま酒匂川に流入します。

平成22年9月の台風9号では、主として静岡県域での降雨により酒匂川の水位が押し上げられましたが、流域市町では、静岡県での降雨の状況が把握できずに警戒の度合いが低い状況でした。

こうした中にあって、昨今の自然災害はこれまでの経験を超えた現象に起因するものが多発しており、当地域においても、長期にわたる局地的な豪雨などによる三保ダムからの継続的な大量放流も想定し、不測の事態への備えを事前に講じておく必要があります。

このことを踏まえ、特に下流域の市町が早期の対処が可能となるように、鮎沢川から酒匂川水系全域を捉えた水防に資する情報等が、静岡県と神奈川県同士をはじめ、流域市・町等関係機関の間で伝達・共有されるシステムの構築を要望します。

<措置状況>（県土整備局）

神奈川県では、平成18年8月に静岡県と「水防情報等に関する協定」を締結し、酒匂川へ流れる鮎沢川と神奈川県域内の酒匂川水系に関する雨量水位データを合わせて「神奈川県雨量水位情報」をホームページで公開しております。

酒匂川においては、横浜地方気象台と共同で洪水予報を平成21年6月より開始しており、静岡県から提供を受けた雨量水位データと三保ダムの放流量も踏まえた洪水予測として、酒匂川の基準観測所（平山、松田、富士道橋）における3時間先の予測水位を確認することができるようになっております。

近年のゲリラ豪雨などによる大雨にも備え企業庁との連絡を密にするとともに、尺里川合流から新大口橋までの護岸改修と下流部の堆積土砂の除去に引き続き努めてまいります。

この「神奈川県雨量水位情報」を御活用いただくことで、水防に資する情報を流域市町村等の関係機関で共有していただけるものと考えております。今後、県としましては、県水防計画の説明会の機会などを通して、市町担当者の皆様に情報入手の方法など説明してまいります。

#### (要望事項)

##### (11) 中村川の護岸改修等について（中井町）

中村川の上流は、護岸の未整備区間や護岸の老朽化が進んでいる箇所も見受けられ、近年のゲリラ的豪雨により、河川の急激な増水による護岸の損壊等の被害を受けるなど、地域住民は生活に不安を感じています。

つきましては、災害防止と町民の生命と財産を守り、安全で安心して生活を送ることができるように中村川における護岸の早期改修を要望します。

また、町の中心地である役場周辺の河川については、「身近に水と親しむことのできる空間」として、河川の親水化と緑道等の整備を、中心拠点の整備とともに位置付けております。地域の活性化と新たな街づくりのため、河川の親水化について特段の支援を要望します。

##### <措置状況>（県土整備局）

御要望の中村川については、老朽化した護岸は必要に応じ対応いたしますが、山付きで、溢水の恐れの少ない箇所については、整備の計画はございません。

また、河川の親水化については、具体的な要望があれば検討してまいります。

#### (要望事項)

##### (12) 土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林における災害防止対策について（大井町）

大井町金子 3315 番地先（最明寺東側）は、土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林に指定され、堰堤整備がされました。ここ数年、山の斜面より地下水が染み出るようになり、その土地周辺の土地利用ができないほか、土砂崩壊などの土砂災害が発生する危険性もあるため、保安林区域内の整備を要望します。

##### <措置状況>（環境農政局）

御要望の箇所については、現地調査した結果、事業の必要性が認められましたので、平成 23 年度に治山事業を実施しました。

#### (要望事項)

##### (13) 急傾斜地崩壊危険区域指定と防止事業について（山北町）

山北町には地形的用件から、急傾斜地の要件に該当する箇所が多数あり、昨年発生した台風 9 号の集中的豪雨により、裏山が崩れ土砂により家屋が損壊し、重傷者も発生しています。

つきましては、町民の安全・安心を確保するため、防止事業箇所を増やしていただき、一刻も早く急傾斜地の崩壊防止が図られるよう要望します。

##### <措置状況>（県土整備局）

今後、地域から急傾斜地崩壊対策事業実施に対する要望書が提出されれば、区域指定のための調査を進め、危険度が高いと認められるところから、順次、指定・工事を実施してまいります。

また、国の採択基準に満たないところであっても、県単独事業により、危険度の高い所から順次工事を実施してまいります。

#### (要望事項)

##### (14) 県立足柄上病院の医療体制の充実について（足柄上郡）

県立足柄上病院が地域の中核病院として将来にわたり安定した医療サービスを提供し続けることができるよう、次のとおり要望します。

ア 現行の診療科目を今後も維持することはもとより、現在、常勤医師を確保できずに休診又は診療を制限している診療科については、早期に診療の制限等が解消されるよう、必要な常勤医師の確保に努めること。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

足柄上病院の診療科のうち、医師が確保できずに診療を制限している診療科は、精神科、耳鼻咽喉科及び産婦人科があります。

このうち、精神科については、非常勤医師により外来診療を実施しているところです。

一方、耳鼻咽喉科については、大学付属病院に医師の派遣協力をいただき、週4回、入院患者及び外来患者に対する診療を行っております。

今後も医師の確保に努め、地域の中核的医療機関として質の高い医療の提供を行うよう神奈川県立病院機構に働きかけてまいります。

---

#### （要望事項）

イ 産婦人科については、現在、分娩の制限が行われていますが、身近な地域において安心して出産することを希望する妊産婦のすべてを受け入れができるよう、必要数の産科医師の確保に努め、当地域における周産期医療体制の充実に努めること。

#### ＜措置状況＞（保健福祉局）

足柄上病院の産婦人科については、医師必要数4名のうち2名の常勤医師と、複数の非常勤医師がローテーションを組んで診療を行っているものの、安全な分娩を確保する必要などから分娩の制限を行っております。

足柄上病院では、産科医師の確保に努めておりますが、一方で、より多くの方が安心して出産できるよう院内助産による分娩数の増加にも積極的に取り組んでいるところでございますので、今後もこうした取組を進めるよう神奈川県立病院機構に働きかけてまいります。

---

## 4 足柄下地域

---

#### （要望事項）

##### （1）土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m<sup>2</sup>以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識しています。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されています。

仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置につきましては、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行していただきますよう要望します。

#### ＜措置状況＞（政策局）

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けておりますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m<sup>2</sup>以上に引き下げております。

この条例の趣旨としては、県が広域的な立場から直接に関与すべきものとしては、1ha以上の大規模な開発を対象とし、それ未満の開発計画については、個別法令による規制を除き、市町村の考えを尊重して自主的・主体的なまちづくりに委ねることとしていることから、経過措置を条例本則に規定することは考えておりません。

なお、経過措置の取扱いについては、当該市町村と十分調整してまいります。

---

#### （要望事項）

##### （2）西湘バイパス改築工事の再延伸について（真鶴町・湯河原町）

国道135号の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望しているものです。平成15年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をしていただき、山側バイパスの整備は技術的に実現可能であるとの報告をいただきましたが、引き続き路線検討を含め長期的対策の具体化を達成するため、事業化に向けてなお一層の検討を要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

西湘バイパスの延伸については、小田原真鶴間における渋滞の抜本的対策として、石橋インターチェンジから小田原市根府川に至る約3km区間について、国道135号のバイパスとしての整備が必要であると認識しております。

しかしながら、県としましては、厳しい財政状況の中で、まずは広域農道（小田原湯河原線）を優先して整備を進めております。

このため、西湘バイパスの延伸については、広域農道の整備の進捗状況などを踏まえながら、事業化に向けた調査を進めるとともに、国等の関係機関と調整を進めてまいります。

（要望事項）

（3）国道135号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道135号（真鶴道路旧道）区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に渋滞が発生しています。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されます。県におかれましては、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っていただいているが、未だ抜本的な解決に至っておりません。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

真鶴駅前の渋滞対策については、県警と連携し、真鶴駅前交差点内の路面標示や右折帯の滞留スペースを確保する工事が平成23年4月に完了しました。

また、歩道のない箇所については、新たな道路用地の確保が必要であるため、平成21年度に、地権者と交渉をしましたが、事業に対する理解が得られませんでした。

今後も引き続き、町の協力をいただきながら、取り組んでまいります。

他の狭い箇所については、まずは歩行者の利用状況や幅員を調査し、町とも調整しながら、今後の対応策について検討してまいります。

（要望事項）

（4）南足柄市への連絡道路の新設について（箱根町）

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、平成18年度に、県が事務局となって研究会を設置し、平成20年度からは、より広域的な観点からの検討を行うため、県と県西地域2市5町による研究会を進めています。研究会では、地域活性化や災害時の機能強化などを踏まえた望ましいルート・構造について検討し、平成23年2月には一つのルートに絞り込まれましたが、連絡道路の早期実現を要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、県と2市5町（小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町）の研究会で、平成23年2月に、南足柄市矢倉沢と箱根町仙石原を結ぶ林道を活用するルートに絞り込みました。

このルートは、国立公園など、自然環境豊かな地域を通過するため、見通しの悪い箇所の安全対策や、防災対策を実施するには、自然環境への影響を極力少なくする必要があります。また、林業関係者や警察との協議・調整も必要です。

そこで、現在、県において現地の測量調査を実施しているところであります、今後も研究会において、「環境負荷低減策」の検討や、関係者との調整などを進めてまいります。

（要望事項）

（5）広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備するこ

とにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進し、県道 740 号線が通行不可となった際、防災上の観点から目標期限を定めて早期に完成されるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政局）

広域農道小田原湯河原線については、平成 22 年度から 2 期工事に着手しており、今後とも、国の交付金の活用により、早期完成に向け着実な整備に努めてまいります。

（要望事項）

（6）真鶴港における津波対策の措置について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられています。

沖防波堤については現在既に整備が着手されていますが、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設については、未だ着手の予定が示されておりません。港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべき施設と考えている事から、同施設の早期着工を要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

津波避難タワーや、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設の整備については、引き続き、真鶴町と役割分担やスケジュールなど、町の避難計画との連携について協議しながら、具体的な検討を行ってまいります。

（要望事項）

（7）松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について（真鶴町）

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっています。また平成 21 年 2 月には、県指定天然記念物となりました。しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と町が薬剤散布により被害防止に努めてきました。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、

また、海域流出等への影響が懸念されています。このため、平成 19 年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止いたしました。

つきましては、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒に対する十分な補助金額の確保を強く要望します。

また、国に対しても継続的な補助金確保に向けた働きかけを要望します。

＜措置状況＞（環境農政局）

松くい虫等防除事業については、県は市町村と調整しながら、将来的に保全すべき松林を特定し、薬剤注入による予防対策や松くい虫による被害木を伐倒して除去するなどの駆除対策を重点的かつ集中的に行っているところです。

県としては、県や市町村が定める対策計画を踏まえ、継続的な松くい虫等防除事業の実施ができるよう国へ働きかけるなど、今後も引き続き必要な財源の確保に努めてまいります。

（要望事項）

（8）門川地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について（湯河原町）

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスタートップラン・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した（仮）湯河原海辺公園（広場公園）を整備することが位置付けられています。

平成19年度から整備している湯河原海岸の3基目の人工リーフ整備終了後に、（仮）湯河原海辺公園整備を着手し、水辺レクレーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る計画をしていきたいと考えています。

つきましては、海辺公園と一体となり、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備として、護岸部分の有効利用が可能となるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備局）

湯河原海岸では、高潮による越波被害の防止を目的として、平成元年度から人工リーフに着手

し、平成5年度までに2基完成しました。

また、当時、海岸利用の観点から、背後に学校や公園などの公共施設がある区間において、緩傾斜式階段護岸180mを平成6年度から11年度にかけて整備しました。

平成18年度から国庫補助により、3基目的人工リーフの整備に着手し、平成23年度の完成を予定しております。

人工リーフの完成により、湯河原海岸の保全対策は完了しますが、相模湾では、侵食が著しく、依然として背後地の防護機能が確保されていない海岸も多く、こうした海岸の保全対策に、今後とも重点的に取り組む必要があり、要望にある、新たな緩傾斜式階段護岸の整備については、厳しい財政状況の中、緊急度、優先度を考慮すると、現時点では困難であります。

今後、町が、景観向上や誘客に繋がる環境整備を具体化する際には、県としてできる支援と一緒に考えてまいります。

.....

#### (要望事項)

##### (9) 無電柱化促進事業について（真鶴町）

真鶴町では、平成17年1月に一般市町村として全国第一号で景観法に基づく景観行政団体となり、平成18年に真鶴町景観計画を策定しました。平成16年に景観法が制定され、国を挙げて美しい国づくりに舵が切られ、無電柱化が推進されていますが、真鶴町景観計画では、全国に先駆け、町が管理する以外の公共施設についても景観法に基づく景観重要公共施設（以下、「重要施設」という。）として位置付け、公共施設からの景観形成を先導的に進めています。

その中で、真鶴港は、国指定重要無形民俗文化財に指定されている「貴船まつり」の舞台でもあり、真鶴町景観計画においても、真鶴港（港湾施設）及び接道する県道739号（道路施設）を管理者である神奈川県知事の同意のもと重要施設として位置付け、電線共同溝法に基づく特例を適用する条件を整えています。

本年2月には、第1回世界デザイン都市サミットに招待され、景観形成を真鶴ブランドとして世界的に発信している中で、公共施設からの景観形成を更に推進するため、海の玄関口として真鶴港に地区を限定し、無電柱化促進事業に着手することについて検討を要望します。

##### <措置状況>（県土整備局）

県道739号（真鶴半島公園）が景観重要公共施設であることを認識しておりますが、無電柱化促進事業については、道路幅員が狭いことから、現状では難しい状況です。

なお、無電柱化は、歩道の状況等を踏まえ総合的に判断するものであるため、真鶴町が主体となったまちづくり（区画整理等）を進められれば、県としても無電柱化事業を検討していくことが可能となると考えております。

.....

#### (要望事項)

##### (10) 県立小田原養護学校の分教室の設置について（湯河原町）

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、現在21名いますが、スクールバスによる遠距離通学は、姿勢保持が困難な児童・生徒にとって身体への負担は想像以上に厳しいものがあり、入校を断念せざるを得ない児童もいます。

また、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっています。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分校の設置につきましては、県として全体計画もあると存じますが、保護者の要望も高まっていますので、早急な実現を要望します。

##### <措置状況>（教育局）

湯河原・真鶴地域から小田原養護学校に通学する子どもたちの遠距離通学解消については、県としてもその必要性を十分認識しており、既設特別支援学校の過大規模化への対応とともに、重要な課題であるととらえ、県立高等学校の耐震化等を含めた「まなびや計画」全体の中で分校の設置について検討してまいります。

なお、分校が設置されるまでの間、湯河原・真鶴両町においては、地域の身近な場で教育を受けられるよう、町立小中学校特別支援学級の設置・運営については、小田原養護学校の「地域の特別支援教育のセンター的機能」を活用しながら、引き続き御尽力いただくようお願いします。

## 5 厚木・愛甲地域

### (要望事項)

#### (1) 県道64号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖ICへのアクセス道路として、年々その交通量は増加の一途を辿っています。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、またその一部は幅員が狭く、歩道が未設置なことから、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高い道路であり、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されています。

県道60号・70号を含めた清川村の県道3路線につきましては、宮ヶ瀬ダムの建設時に完成に合わせて整備していただくよう昭和56年に県に約束していただいているのですが、平成12年のダム完成後8年が経過し、交通量が激増した今日においてもいまだ未整備のままとなっています。

特に幅員が狭く危険な「湯出川橋～坂本橋間」には、「古在家バイパス整備計画」が進められていますが、完成・開通までには、相当の期間を要すると推測されるため、早期完成に向けた事業促進を要望します。

また、村民の交通安全確保のため、次の2箇所に信号機を設置するよう要望します。

ア 村道山岸外周線に接続するT字路

イ 清川村役場前

#### <措置状況>（県土整備局、警察本部）

県道64号（伊勢原津久井）「古在家バイパス整備事業」については、平成22年度から工事に着手したところであり、引き続き、村と連携して事業の進捗を図ってまいります。

また、信号機の整備については、交通の安全と円滑化を図るため、交通環境、沿道環境等現場の道路状況、交通事故の発生状況や地域住民、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、県内全体の必要性を判断した上で、必要性の高い箇所から順次整備しております。

県道64号の2交差点への信号機の設置要望については、交通実態や交通環境の変化により、必要性が高まった段階で、交差点ごとに設置の判断をしてまいります。

### (要望事項)

#### (2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下の平地に住宅を建設し、古くから居住地区を形成しています。

平成11年夏の豪雨において、この地区の山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響はなかつたものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせ、自主避難をされている方などもいます。

平成11年の崩落箇所については、早急な対策が講じられたほか、その周辺の危険箇所の一部も整備が進められてきました。地災害減災総合対策事業として当該地区の落石防護壁の設置の落石固定を平成22年度で完成していただいているが、この地区の上流部には急傾斜地崩壊危険箇所はいまだ数多く存在しています。

つきましては、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に効果的な山林の崩壊防止対策を推進されるよう要望します。

#### <措置状況>（環境農政局）

御要望の地区については、平成17年度から治山事業を実施し、平成22年10月をもって落石防護壁や落石固定工等を施工することで保安林機能の効果を発揮するための工事は終了しました。

今後は、地域住民を対象に、山地災害に関する情報周知や啓発活動を清川村と協力しながら進めてまいります。

#### (要望事項)

##### (3) 柄沢治山事業の推進について（愛川町）

愛川町半原地区に所在する柄沢流域については、市街化区域内に位置していることから、沢の上部には住宅が立ち並んでおりますが、近年、沢の山腹の崩壊が進み、地域住民の安全を脅かす状況となっています。

当該箇所については、傾斜地の多くが保安林指定を受けており、治山事業によって崩壊防止対策を講ずることが可能と思われますので、災害の未然防止のため、治山施設の整備を推進されるよう要望します。

##### <措置状況>（環境農政局）

治山施設は、保安林がもつ公益的機能が損なわれないために設置する施設であります。そのため、施設整備には保安林に指定されている必要があります。

このため、御要望箇所については、愛川町と協力しながら、保安林の状況や保安林の指定状況等を勘査しながら検討してまいります。

---

#### (要望事項)

##### (4) 急傾斜地崩壊防止事業の推進について（愛川町）

愛川町における急傾斜地崩壊防止事業につきましては、現在、田代A地区の工事が進められていますが、地域住民の安全な生活環境の確保は急務でありますことから、早期完成を要望します。

また、平成22年5月29日に中津大塚地区で落石があり、現在も危険な状態が続いています。当該箇所については、平成23年度に急傾斜地危険区域の指定が予定されていますが、早期に工事着手するよう要望します。

##### <措置状況>（県土整備局）

田代A地区急傾斜地崩壊危険区域については、急傾斜地崩壊防止工事を施工中で、平成25年度の完成を目指しております。

愛川町中津の大塚下地区急傾斜地崩壊危険区域に隣接する落石があった箇所については、平成24年度早期に指定し、町の協力もいただきながら平成24年度から工事実施できるよう取り組んでまいります。

---

#### (要望事項)

##### (5) 伊勢原養護学校の通学に関する支援について（愛川町）

町村から伊勢原養護学校に通う児童生徒にあっては、学校にスクールバスが設置されていないため、自力通学や保護者の送迎による通学が就学の条件の一つとなり、就学しても体調不良等により保護者の送迎が難しい日には、通学ができず学習の機会が奪われてしまうこともあります。

このようなことから、障害のある児童生徒の教育の機会を保障するため、伊勢原養護学校のスクールバスについて、新規設置を強く要望します。

##### <措置状況>（教育局）

スクールバスについては、厳しい財政状況の中、県全体のバランスを考えながら計画的な増車に努めてまいりました。

平成24年度は、特別支援学校7校に計7台のスクールバスを増車するとともに、今後も過大規模化した既設特別支援学校の通学状況を改善すべく計画的な増車に努めてまいります。

また、伊勢原養護学校については、市が運行するスクールバスへの助成を引き続き継続するとともに、計画的なスクールバスの整備について検討してまいります。

---

## 6 水源地域

---

#### (要望事項)

##### (1) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（水源地域）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しておりますが、保全と再生に取り組んでまいりましたが、本来の森林としての機

能が活用されるためには、経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望します。

＜措置状況＞（環境農政局）

平成24年度から平成28年度を計画期間とする「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」において水源環境保全・再生のために取り組む特別の対策は、水源環境保全・再生かながわ県民会議等からの意見を踏まえ、第1期実行5か年計画に引き続き「水源環境保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組」としております。

間伐材の搬出促進については、間伐材の有効利用を促進し、森林循環による持続的な森林管理を進めることにより、水源かん養機能など公益的機能の高い森林づくりの推進に直接的に繋がることから、第1期実行5か年計画に引き続き、第2期実行5か年計画においても支援を行ってまいります。

一方、間伐材の流通体制の整備については、水源環境保全・再生に「直接的な効果」が見込める取組にはあたらないため、第1期実行5か年計画策定時において除外された経緯があり、その後の状況にも変化はないことから、第2期実行5か年計画においても対象とはなりません。

なお、水源の森林づくり事業及び地域水源林整備事業において、第2期実行5か年計画から、林道周辺の人工林を対象に、「健全な人工林」を目標林型として森林循環による持続的な森林整備が可能となる新たな手法「長期施業受委託」を導入することとしております。

---

（要望事項）

イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているとともに、費用負担に矛盾（較差）が生じています。地域林業形成促進事業により森林整備を実施している森林所有者に対して水源環境保全・再生市町村交付金事業により所有者負担分を全額助成するよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政局）

地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生施策など森林の保全・整備に係る事業等については、それぞれ事業目的や財源等が異なっていることから、国や県では仕組みや補助率などに様々な違いを設けております。そのため、理解しにくい面が生じておりますが、今後とも分かりやすい説明に努めてまいります。

なお、県が実施する「水源の森林づくり事業」や市町村が実施する「地域水源林整備事業」においては、県や市町村が所有者に代わって森林整備を行う「整備協定」などの公的管理手法と、森林所有者自ら行う森林整備に対して支援する「協力協約」に加え、平成24年度から、森林組合等が森林所有者から森林整備や管理を受託する「長期施業受委託」を新たに導入することとしておりますので、森林の状況や森林所有者の意向を踏まえ、適切な手法を選択することにより、森林整備が推進されるものと考えております。

---

（要望事項）

ウ 水源環境保全・再生市町村交付金事業は事務量も多く、執行に当たって相当な労力を費やしている。本事業は神奈川県全体の環境保全・良質な水の安定確保を目的としていることから、人件費についても交付金の対象とするとともに、交付方法についても精算払い方式から概算払い方式へ変更されるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政局）

水源環境保全税を活用した12の特別対策事業のうち、地域水源林整備事業を始めとする市町村交付事業については、基本的に市町村が主体的に策定する事業計画に基づき実施しているもので、市町村によりその事業規模はまちまちです。

事業計画は、市町村が財政的、人的な面を含め、総合的に実施可能であると判断のうえ、計画するものと考えております。

特別対策事業については、個人県民税の超過課税を財源として、水源環境の保全・再生に直接

的効果がある事業に充てるとされており、職員の給与等人件費に充てることは困難であります。

しかしながら、市町村の財政的・人的負担を少しでも軽減できるよう、地域水源林整備事業など市町村交付事業のみに従事する臨時職員の賃金については、限定的に交付対象経費として認めているところです。

なお、交付金の支払い時期については、原則精算払としておりますが、事業の実情に応じ、概算払を希望する場合は、執行済み額の範囲内で概算払ができることとしておりますので、交付方法の変更は必要ないものと考えております。

#### （要望事項）

##### （2）河川区域内における廃棄物処理対策について（水源地域）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠です。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっています。

こうした事業については、本来、河川管理者が行うべきものでありますことから、県におかれましては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等について、積極的に取り組まれますよう強く要望します。

また、河川の環境美化を保全する事業にありますことは、水源環境を保全・再生するための個人県民税超過税（水源環境税）の使途とすることを要望します。

##### ＜措置状況＞（環境農政局）

河川敷へのごみの不法投棄対策については、不法投棄などを未然に防ぐ対策と河川内の廃棄物を撤去する原状回復対策に取り組んでおります。

未然防止の対策としては、河川への車両の乗り入れを規制する車止め柵や警告看板の設置、ダム放流警報施設を利用した河川美化の呼びかけや夜間監視パトロールを実施しております。原状回復対策としては、不法投棄された廃棄物や散乱ごみ、放置車両の撤去を実施しております。

今後も、引き続き不法投棄対策を実施し、適正な河川管理に努めてまいります。

また、河川環境を保全するための事業を水源環境保全税の使途の対象とする要望についてですが、水源環境保全税を財源とする 12 の特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的な効果がある事業を対象としており、現時点では、河川区域内における不法投棄物や散乱ごみが水質に及ぼす影響については明らかになっていないため、平成 24 年度からを計画期間とする「第 2 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」においても、河川区域内における廃棄物処理対策を特別対策事業として位置付けておりません。

#### （要望事項）

##### （3）市町村設置型高度処理型合併処理浄化槽整備に係る交付金対象経費等の見直しについて

現在、三保ダム集水域において、水源環境保全・再生市町村交付金等を活用して、高度処理型合併処理浄化槽の整備を推進しており、設置した浄化槽の維持管理費については、年度ごとに 1 基あたり、年間 10 万円で 5 年間分に限り、交付金の対象経費として補助していただいています。一般的に当該浄化槽の耐用年数は、約 30 年と言われており、その間に充分な維持管理を行わないと、本来の能力が損なわれ、現在の良好な水環境を維持することが出来なくなる恐れもあります。

現在、維持管理費の補助については、5 人槽を基礎として算定しておりますが、本事業を推進している整備エリア内には、規模の大きい浄化槽の設置が必要となる、公共施設、旅館、キャンプ場が多数あり、今後、町では一般住宅の他に、こうした規模の大きい公共施設等の整備を推進する予定です。

しかし、14 人槽以上の維持管理費は、一般住宅よりかなり高額であり、それに伴い浄化槽使用料も高額になるため、事業所等の整備を推進することが困難な状況にあります。したがいまして、一般住宅・事業所及び町の費用負担軽減のためにも、維持管理費の増額を要望します。

＜措置状況＞（環境農政局）

維持管理費については、市町村の費用負担を軽減し、導入を促進するための例外的な措置として交付対象としてきた経緯から、助成期間の延長は難しいものと考えますが、14人槽以上の合併処理浄化槽の維持管理費については、実際に要する維持管理費が交付額を大きく上回っている場合には、実態に即した交付金の増額について検討してまいります。